

以上の外、獨逸は獨逸と和親する一切の國の商船、軍艦の爲にキール運河を開放し、グロノドより下流のニーメン河、オッパ河合流點以下のオーテル河、ブラーグ以下のエルベ河及びウルム以下のダニューブ河をライン河同様の國際河川として、之を國際委員會の管理に屬せしめ、尙ハンブルグ、ステチン兩港内共に一定の地域は九十九年間チエッコスロバキヤ國に貸與することにせられたのである。兎に角、此の條約は過去五年間に亘る歐洲戦争に於て、國際法を無視し人道を無視して殘虐を恣にした獨逸をして、再び起つこと能はざらしめようとの方針の下に作製したものであるから、最初から戰敗の獨逸に對して實は過重の負擔たる恐れがあつたのである。

米佛及び英佛保障條約 對獨講和條約調印の日(大正八年六月二十八日) 佛國は米國及び英國と別々に保障條約を結んだ。之は佛國の挑發がないに拘らず、獨逸が佛國に對して侵略的行動を執る場合には米國も英國と共に佛國に援助を與ふことを約束したものである。獨逸は戰敗國ではあるが、長く科學的に訓練せられた數千萬の國民を有して居る。若し獨逸が過重の負擔に耐へ兼ねて、棄鉢的に佛國に對して侵略的行動に出るならば、佛國に取つて由々しき一大事であるのみならず、英、米二國も亦其

の渦中に卷込まれる心配があるために、之を未然に防ぐ一策として、此の條約を結んだものである。

我が講和使節の歸朝 對獨講和條約の正文は、大正八年八月十九日海軍省參事官山川

(端夫) 法學博士が携帶して歸朝した。山川參事官は前年十二月講和委員牧野男爵に隨行して佛國に渡り、獨逸の海外殖民地、海底電信、航空隊處分に關する委員會に出席した人。

對獨講和條約調印後其の正文を我が國に持歸るべき使命を受け、米國經由で歸朝の途に就き、我が郵船伏見丸に便乗して米國シヤトル港を出帆した。然るに同船の舵機に故障を生じた爲に、同港に引返した上加奈陀太平洋汽船エンプレス・オブ・ルシヤ號に轉乘し、八月十九日横濱に到着して其の使命を果したのである。

講和全權委員の首席たる西園寺侯爵は我が郵船歐洲航路の熱田丸によつて八月二十三日神戸に到着、翌二十四日夜歸京駿河臺の自邸に入つた。當時大正天皇は日光田母澤御用邸に御避暑中であつたから、同侯爵は同月二十七日日光に伺候して復命し奉り、左の御沙汰を拜受した。

曩ニ與國ノ對獨講和會議ヲ佛國ニ開キシヤ、朕、卿ニ委スルニ全權ヲ以テシ、往キテ協商ノ事ニ當ラ

シム。今復命スル所ヲ聽キテ、其ノ要領ヲ得。聊外ニ在リシコト累月。苦心焦慮、樽俎ノ間ニ折衝シテ、克ク任務ヲ了ヘタリ。朕、卿ガ勞ヲ多トシテ、深ク其節ヲ嘉ス。

講和全權委員の次席たる牧野男爵は同年九月十日神戸入港の静岡丸で歸朝し、翌十一日夜歸京した。顧みれば當時我が國は開國以來半世紀餘を経過したに過ぎなかつた。然るに對獨講和會議に於ては、所謂五大國（米、英、佛、伊と日本）の一として歐洲の政治問題に參與したのである。同會議に参加した國數は實に二十七。しかも事實上一切の問題を處理したのは五大國であつた。我が國の國際的地位の向上を示す何よりの證據で、實に痛快なものである。大正九年九月七日西園寺公望は公爵、珍田捨己は伯爵、牧野伸顯は子爵、松井慶四郎及び伊集院彦吉は男爵を授けられた。其の後牧野子爵は宮内大臣に任ぜられ（大正十年二月十九日）、更に轉じて内大臣となり（同十四年三月三十日）、大正十四年四月九日伯爵を授けられた。

伊集院男爵は大正十二年九月十九日外務大臣となり（大正十三年一月七日免官）、同年四月二十六日六十一歳で薨じた。

對獨講和條約の批准交換

對獨講和條約は大正八年十月八日伊太利皇帝先づ之を批准

し、續いて英國（大正八年十月十日）、佛國（同年同月十四日）も之を承認した。我が國に於ては同年同月二十七日樞密院の承認を得た上、三十日天皇の御批准を仰ぎ、十一月二十五日に至つて外務省が其の全文を發表した。

然るに米國に於ては上院が此の條約を否決した。元來對獨講和條約の作製に就いてはウイルソンの努力が與つて大いに力があつたのである。然るに米國上院が之を否決したのは誠に奇妙な成行と謂はざるを得ないが、之にも理由がある。一體ウイルソンはベルサイユの講和會議の一大花役者で、國際聯盟の成立には特に功勞のある人である。所が米國憲法は大統領が在職中外國に旅行することを豫想してゐない。隨つて建國以來ウイルソン以外には在職中外遊を企てた大統領は一人もない。ウイルソンは巴里の米國大使館で大統領の職務を執つても、憲法違反ではないと解釋してゐたものだといふことであるが、之は牽強附會の口實であるとして夙に反對黨の攻撃の種となり、ウイルソンの同情者も亦其の渡歐を不可としてゐた。即ちウイルソンは輿論を顧ずして歐洲に渡つた譯になる。

次に從來講和條約締結の場合に、米國に於ては講和委員には政府の代表者以外に、上院の代表者をも加へたものである。然るにウィルソンは對獨講和委員として、一人の上院議員をも加へなかつた。察するにウィルソンは國民の信頼を荷ふて居り、又其の甚大なる後援あるものと豫想してゐた爲であらうが、此の事は上院を無視した横暴の行として、痛く上院の反感を買つたのである。

其の上、反對黨は對獨講和條約を可決すれば、ウィルソンの勢力威望が益々高まつて、自黨から次期の大統領を出す妨になると思ひ、極力其の否決に奔走した。斯様な次第から米國上院は講和條約を否決したのである。是より先ウィルソンは歸米の上、講和條約批准勧誘の爲、全國を遊説したが、大勢を動かすことが出来なかつた。

然し對獨講和條約は五大國中の三國が批准すれば有効と定まつてゐたから、米國の否決には御構ひなく、大正九年一月十日佛國巴里外務省に於て批准書の交換が行はれた。是に於て大正天皇は同月十三日平和克復に關する左の大詔を御煥發あらせられた。

朕惟フニ、今次ノ大戦亂ハ兵戈五年ニ彌リ、世界ヲ聳動セシメタルモ、我が聯合諸友邦勇奮努力ノ威

烈ニ頼リ、戦氛一掃、平和全ク復スルニ至リタルハ朕ノ甚ダ懌ブ所ナリ。今斯ノ紛擾ノ局ヲ收メ、安寧ヲ將來ニ規ルハ、固ヨリ諸友邦ノ協同變理ニ須タザルベカラズ。嚮ニ講和會議ノ佛國ニ開カル、ヤ朕亦全權委員ヲ簡派シ、其ノ商議ニ參セシメシニ、平和永遠ノ協定新ニ成リ、國際聯盟ノ規模斯ニ立ツ。是レ朕ガ中心實ニ欣幸トスル所ナルト共ニ、又今後國家負荷ノ重大ナルヲ感ゼズンバアラザルナリ。

今ヤ世運一展シ、時局丕ニ變ズ。宜シク奮勵自勵隨時順應ノ道ヲ講ズベキノ秋ナリ。爾臣民其レ深ク之ニ省ミ、進ミテハ萬國ノ公是ニ循ヒ、世界ノ大經ニ仗リ、以テ聯盟平和ノ實ヲ擧ゲンコトヲ思ヒ、退イテハ重厚堅實ヲ旨トシ、浮華驕奢ヲ戒メ、國力ヲ培養シテ時世ノ進運ニ伴ハンコトニ勉メザルベカラズ。

朕ハ永ク友邦ト偕ニ和平ノ慶ニ頼リ、休明ノ澤ヲ同クセンコトヲ期シ、朕ガ忠良ナル臣民ノ一心協力ニ倚藉シ、衆庶ノ康福ヲ充足シ、文明ノ風化ヲ廣敷シ、益々祖宗ノ洪業ヲ光恢センコトヲ庶幾シ。爾臣民其レ克ク朕ガ旨ヲ體セヨ。

餘談に亘るが對獨講和會議の大立物であつたウィルソンは、其の後再び大統領となることが出来ず、大正九年十一月の選挙に於て、ハーチングが當選した。此の人は後に述べる華盛頓會議(軍備縮少會議)を開いた大統領で、同十二年八月二日在職中に歿し、ウィルソンは翌十三年二月三日六十七歳で

歿した。

歐洲戦争によつて得た我が國の利權 對獨講和條約によつて、我が國は曩に獨逸が明治三十一年三月六日の條約によつて支那から得た山東省に關する權利全部を譲り受け、又青島、上海間並に青島、芝罘間の獨逸國有海底電線をも譲り受けたのである。

尙後に至つて(大正十一年)、南洋ヤップ島、上海間の海底電線も我が國の管理に移つた。又大正三年我が海軍が占領したマーシャル、カロリン、マリヤナの諸島に對して、我が國は其の後臨時南洋群島防備隊司令部をトラック島に置き、我が海軍をして全島を管理せしめてゐたが、大正十年(西曆一九二一年)四月是等の群島は我が委任統治となつた。仍つて大正十一年四月一日臨時南洋群島防備隊司令部の廢止と同時に、バラオ群島中のコロル島に南洋廳を開き、以て全群島を治めることとした。

委任統治下に在る我が南洋の面積は約百四十方里(實測を經ない島もあるから、將來多少の變更を見るだらふ)。東京府の面積よりも稍廣いが、全人口は五萬數千に過ぎない。我が帝國領土構成の一部として、我が國法の下に施政を行ふべき土地であるから、我が領土の一部と見て

も、延長と心得てもよい。強いて我が領土と異なる點を求めらば、我が政府から國際聯盟に對して、年々「日本帝國委任統治地域行政年報」を差出す義務があるだけである。

附記
對澳講和條約は大正八年九月十日調印。
對ブルガリヤ講和條約は同年十一月二十七日調印。
對洪講和條約は同年六月四日調印。
對土講和條約は同年八月十一日調印。

國際聯盟の創設 國際聯盟は歐洲戦争が生み出した新しい國際的機關で、其の本部は瑞西のジュネーブに在る。其の創設主張者は米國の大統領ウィルソンで、既に述べた通り、大正五年十二月二十二日全交戰國に對して「將來は權力平均の爲の同盟、協商を廢し、國際聯盟を組織して目前の戦争を處理しよう。」と通知した。

米國は其の翌年參戰したのであるが、之が爲にウィルソンは其の主張を變更しなかつた。爲に大正八年對獨講和の豫備會議が開かれた時、ウィルソンは國際聯盟委員會に於ける委員長となつて其の規約を作り上げた。對獨講和條約の第一編が即ちそれで、全文二十六箇

條より成つて居る。茲には其の條文を省略するが、國際聯盟に加入した國々がそれより代表者を出し、歐洲戦争後の整理にも當り、又將來世界共通的に利害關係あることを討議して、國際正義の確立、世界平和の助成、人類協力の増進を圖る機關である。

國際聯盟成立の際に於ける原聯盟國は二十七國（加奈陀、濠太利、南阿弗利加、新西蘭、印度を假りに各一國扱にすれば三十二國となる譯である）、勧誘によつて加入した國は十三國であるから、合せて四十國の筈であるが、米國の上院が對獨講和條約を否決した爲に、三十九國であつた。然るに其の後加入する國が増して五十國となり、更に大正十五年九月八日獨逸も之に加入した。併し一方に於ては伯刺西爾、西班牙が聯盟を脱退したから、今は加入國が四十九國である。

國際聯盟の組織 國際聯盟は聯盟總會、聯盟理事會、聯盟事務局の三大機關から成立つて居る。

聯盟總會 は各聯盟國の代表を以て組織するものであるが、其の代表は各國一人乃至三人で、外に代表代理三名までを出席せしめることが出来る。代表は前大臣、外交官、大學

教授で、出席数は時によつて多少の相違はあるが、凡そ四百名内外。其の席順は佛語の A B C 順であるから、アルバニヤが最上席である。其の議長は毎年の會議毎に小國から選ぶことになつて居る。總會の開會期は毎年九月で、其の期間は四週間乃至五週間である。

聯盟理事會 は聯盟總會の決議事項を實行に移す機關で、もとは十箇國の代表より成り、其の内日、英、佛、伊の四國は常任理事國。残り六箇國は年々總會で選定することになつてゐた。然るに大正十五年九月八日獨逸が常任理事國に加はり、同時に非常任理事國を三箇國増すこととなつた。伯刺西爾や西班牙が聯盟を脱退したのは此の頃のことである。理事會は毎年四回（三箇月に一回）開き、會期は凡そ一週間であるが、之は定期の會。必要に應じて臨時に開かれることもある。其の會場は時に羅馬、パリなどになることもあるが、普通はジュネーブで開くことになつて居る。此の會に出席する日本の代表は駐佛大使と定まつて居るが、若し同大使に差支ある場合には白耳義駐劄大使が代つて出席するのである。**聯盟事務局** は理事會の決議實行の案を立て、聯盟各國に其の實行を促す常置の機關である。其の長官たる事務總長の下に、もとは日、佛、伊、三國から出る事務次長が三人あ

つたのであるが、大正十五年九月八日獨逸からも事務次長を一人出すことになつた。其の下に十人の部長があり、更に其の下に事務官、書記などが居るから、事務局員の總數は四百數十名に上るのである。

有名な新渡戸稻造博士(農學及び法學博士)は當局開設以來事務次長の首席を勤めた人であるが、昭和元年末日七箇年の任期が満ちて歸朝することになつた。所が翌二年一月十一日ジネブ大學は同博士に名譽博士の稱號を贈り、同月十四日事務總長ドラモンド氏以下同局員は頗る盛大な送別會を開いた。國際聯盟關係者で同大學から此の稱號を貰つた人はまだ極めて少く、同博士の外に唯一人あるのみであるから、此の事は同博士に取つて非常な名譽であるのみならず、又我が國の名譽でもある。同博士は同月二十日、ジネブ出發、三月十八日歸京。其の後任は、前年十二月六日同局の政治部長になつてゐた杉村陽太郎といふ少壯外交官である。

人民投票地の處理 話が前に戻るが、對獨講和條約中に記して置いた舊獨逸領の人民投票地の處理及び獨逸が支拂ふべき損害賠償金のこと並に我が國に收容してゐた獨逸俘虜送還のことを述べないと、本章を終る譯には行かない。先づ人民投票地のことから述べよう。

シユレスウイヒは其の地人民投票の結果によつて、丁抹領か或は獨逸領にすべき處となつてゐたが、其の地を二區に分けて投票を行つた上、大正九年七月第一區全部と第二區の北一小部分とを丁抹領とした。

上シレジャは投票の結果、其の一部は波蘭領となつたが、大部分は獨逸に復歸し(大正十三年五月)、東プロシヤ南部も獨逸領と定まつた(大正九年七月)。

ザール河流域の炭田は佛國に譲り渡されたが、同河流域地方は、講和條約實施後十五年の期間満了の後、人民投票によつて、國際聯盟の管理に屬するか、或は佛領となるか、或は獨逸領に復歸するかを決定する筈になつて居る。其決定を見るまでは、國際聯盟を代表する委員會が此の地方の施政に當つて居るのである。

獨逸の賠償金とドーヌ案 既に對獨講和條約の中に述べた通り、獨逸は聯合國賠償委員會の通告を待つて、白耳義の外債を償還し、尙聯合國に對して損害賠償金を支拂ふべき義務を負はされた。仍つて賠償委員會は其の後獨逸が白耳義の爲に償還すべき金額を六

十億金貨馬克（凡そ三十億圓）とし、聯合國に支拂ふべき損害賠償金を千三百二十億金貨馬克（凡そ六百六十億圓）と査定した。戦敗疲弊の獨逸に取つては、實に容易ならざる負擔である。獨逸は講和條約成立後大正十年末までに現金及び石炭、船舶並に染料等を合せて約五十億馬克の賠償を支拂つたのみで、支拂延期を要求し、無い袖は振られぬといふ次第で、同年十一月からは少しも支拂はなくなつた。聯合國からは頻りに催促するが、獨逸は唯延期を乞ふばかりで之に應じない。是が爲に聯合國側は屢々會議を開いて其の處置を議したが、英、佛兩國の態度が一致しない所から、一向話が纏まらなかつた。大體英國の對獨逸政策は「自ら生きんが爲に獨逸を生かせ。」といふにあり、佛國は「自ら生きんが爲に獨逸の存亡を顧みず。」といふに在る。現に大正十二年一月上旬巴里に於ける首相會議で、英國は四年間の猶豫説を出したが、佛國は二年間猶豫の上、獨逸が支拂に應ぜぬならば、獨逸のルール地方を占領して、其の炭坑及び森林を引渡させようと主張した。爲に此の會議も何等纏まることはなかつた。

佛國の態度が強硬なものも實は無理とはいへない。戦時中獨逸軍の爲に破壊せられた土地、家屋等の復興のみにても莫大な金を要する。其の上戦前主として露國に貸付けてゐた金は全く回収の見込がない。外債は日に増すばかりで、戦勝國とは思はれない程の苦境に陥つたのである。そこで佛國は白耳義と交渉の上、獨逸が大正十一年に引渡すべき石炭を渡さなかつたのを口實として、大正十二年一月中旬白耳義と共に、兵をルール地方に入れて、此の地方を占領した。ルールは獨逸國中屈指の工業地帯である。併し之が爲に獨逸の賠償問題が解決はしなかつた。

所が獨逸の賠償問題が解決しなければ、單に佛國のみならず、歐洲全體の經濟状態が復興しない。そこで同年十一月三十日賠償委員會は此の問題を解決する爲に、専門委員會を設けることとし、十二月其の委員を任命して、ドースを其の委員長とした。ドース以下の人々は同十三年一月十四日以来鋭意其の事に當り、四月九日其の案を報告した。英國が先づ之を承認し、日本、白耳義、伊太利並に獨逸も之を承認した。佛蘭西は其の主義に同意を表したが、多少修正を加へる希望を持つてゐた所から、其の案の實行方法協定の爲、同年七月十六日から八月十六日まで倫敦會議が開かれた。其の結果として出來上つた案が世

に所謂ドーヌ案で、八月三十日其の議定書に調印した。其の要點は左の通りである。

- 一、聯合各國は獨逸に八億金貨馬克を貸付けること。
- 一、獨逸は五十億金貨馬克の工業債券を發行し、之を聯合國側に賣渡すこと。
- 一、獨逸の國有鐵道を民有とし、一大鐵道會社を設立して百十億金貨馬克の鐵道債券を發行し、之を聯合國側に賣渡すこと。
- 一、ルール地方の軍事的占領は本議定書調印後一箇年以内に終了すること。

つまり獨逸に對して聯合國側が金の融通をつけてやつた上で、取るべき賠償は取らうといふ案であるが、之によつて歐洲に於ける經濟復興の曙光を認め得た譯である。

ワルデツク等の歸國 曩に青島要塞陥落後我が國に護送せられ、各地の收容所に於て我が優遇に感謝しつつ平和な生活を續けてゐた獨逸の俘虜は對獨講和條約の御批准後數回に分けて其の本國に送還せられた。前の青島總督ワルデツクは送還最後の團體(約百名)に加はり、大正九年一月二十六日習志野の收容所を出た。其の後彼等は主として横濱に滞在してゐたが、三月十六日神戸に至り、同月二十五日南海丸によつて歸國の途に就いた。其の途

中同月三十一日青島に寄港し、我が青島守備司令官を訪うて敬意を表した上、喜んで其の本國に向つた。大正三年以來長く異國に俘虜生活をなし、幸に健康を保つて其の本國に歸着し得た者及び之を迎へた人の歡びは如何であつたであらうか。大正八年十二月十二日神戸を出帆した獨逸俘虜送還船ヒマラヤ丸がハンブルグに入港した時の如きは、俘虜の數も多かつたが(約千名)、豫め無線電信を發して其の入港を知らせて置いたから、埠頭は出迎人を以て満たされて居り、俘虜中には船の港岸に着するのを待ちかね、水中に躍り入つて上陸を急いだものもあつたといふことである。それ程であるから船が岸壁に着くと出迎人は聞の聲をあげて船内に雪崩込み、親子、兄弟相抱いて互に無事を祝し、殆んど狂亂の體で喜び合つたといふことである。由來外國人は力盡きて降服し、敵國に俘虜となることを少しも怪まない。随つてかかる場合に迎へるものも迎へられるものも誰に憚らず喜び合ふのである。之は國民性の相違に基くことであるから已むを得ないが、武士道を重んずる我が日本人はこんな眞似はしない。

第七十五章 尼港事件と日露國交の恢復

西比利亞の形勢 既に前章に述べた通り、大正七年八月我が國はチェコ、スロバキア軍の救援及び露國の秩序恢復を促す目的を以て、米、英、佛等の諸國と共に兵を西比利亞に派遣した。併し聯合軍の主力は日本軍。其の總司令官も我が大谷(喜久蔵)大將であつたから、出兵の目的に向つて勇戦奮闘したのは殆んど我が軍隊のみであつたと見てよいのである。即ち諸外國の友軍は主として浦潮附近の守備に當り、我が軍は次第に過激派軍を逐拂つて黒龍江の流域に進み、先づハバロフスク(哈爾濱)を占領した(九月四日)。當時同江下流のニコライエフスク(尼港)には内外國の居留民も少からず、之を保護する必要から、我が海軍は先づ陸戦隊を上陸せしめて(九月九日)其の警備に當つた。然るに九月二十四日哈爾濱から到着した我が陸兵が之に代つて其の警備に當り、海軍は外部との通信を擔任することになつた。其の後尼港は絶えず過激派軍の脅威を感じはしたが、我が陸海軍の警戒によつて大正九年三月までは幸に事なきを得た。

黒龍江の上流方面に對しては、我が軍がブラゴベスチオンスク市を始め、同江沿岸の要地を占領し、遂にチタ方面に及んだ爲に、過激派の勢が衰へ、西比利亞各地にレーニンの過激派政府に反抗する團體が起つて、それ〴〵小政府を組織した。随つて西比利亞は一時反過激派の天地たるやの觀を呈したが、是等の小政府は何れも急造のもので、それ自身の統一もなく、又相互の聯絡もない。寧ろ主義、方針の相違から、互に其の勢力を争ふといふ有様であつた。かかる間に我が浦潮派遣軍は交代することとなり、大正八年五月第十四師團が渡航して第十二師團に代り、ついで同年八月二十六日司令官大谷大將は教育總監兼軍事參議官に任ぜられ、大井(成元)陸軍中將が代つて派遣軍司令官となつた。(大井中將は同年十一月二十五日大將に陞進)。

レーニンの過激派政府は西比利亞に於ける反過激派の鎮壓に力を注ぐこととしたが、西比利亞各地の小政府は前に述べた通りの事情から、相提携して之に當ることが出来ず、又糧食、兵器、軍費不足の爲に、一時盛に起つた小政府は相亞いで倒れ、是等の中最も有力と見られてゐたコルチャツクのオムスク政府も大正九年一月上旬に至つて遂に倒れ、過激

派が再び西比利亞に活躍する様になつた。

此の形勢を見て米國は同年一月八日西比利亞撤兵を提議した上、其の兵を引揚げ、英、佛等も撤兵した。然るに當時我が國が撤兵するならば、西比利亞全土が過激化して、此の地方に在留せる我が居留民の生命、財産の安全を期することが出来ない有様であつた。其の上西比利亞の政情は朝鮮、滿洲方面に波及する恐れもあり、又最初出兵の目的がチエック・スロバック軍の救援に在つた關係から、交通の自由が保障せられて、同軍の引揚げが完了するまでは撤兵する譯に行かない。そこで我が國は米國の諒解を得て、撤兵を見合せたのみならず、新に兵を増派した。即ち同年二月中旬第十三師團(高田)の兵が浦潮に上陸したが、時は嚴寒の氷雪期。其の上過激派の妨害がある爲に四月に入るまでは北進することが出来なかつた。かゝる次第で我が兵の輸送配置が意の如くならない時期に、悲惨極まる尼港事件が起つた。

尼港事件

尼港(ニコライエフスク)は黒龍江下流の左岸に在る人口約一萬五千の河港市街。

漁業の中心地として夙に其の名を知られた處である。當時我が領事館員及び陸軍の守備隊

將卒(三百三十餘名)、海軍の將卒(四十餘名)並に居留邦人(約三百五十名)を合せて七百餘名の邦人が此の地に居り、一意過激派に對する警戒を爲しつつ冬營してゐたのである。雷さへ兵力が少い上に、河や海の結氷期間は我が軍艦も居らず、又哈府方面の我が軍との聯絡も取れないから、一同は噁心細く感じたであらふ。

此の時に當つて尼港から北樺太アレキサンドロフスク(亞港)方面にかけて、バルチザンと名づくる團體が活動を起し、形勢が頗る險惡に傾いた。バルチザンは過激派に屬する嶺山坑夫、漁業労働者及び其の他の不逞漢より成る團體で、最初は露人中の資産家を襲ひ、其の貨財を掠奪した上、或は家を焼拂ひ、或は家人を虐殺してゐたが、後には親日派と見る可き家に對して同様の暴行を行ひ、其の數も次第に増して遂に一萬數千に上る大團體になつたといふことである。之が爲に尼港の人心は實に恟々、何時日本人に危害を加へるか測り知られない状態に陥つた所から、大正九年一月下旬尼港駐在の石田(虎松)副領事などから、海軍軍令部長及び外務大臣に對して救援隊派遣を請ふた。

我が政府は直ちに救援軍派遣の計劃を立て、第七師團(旭川)の一部を派遣することとし

た。それは其の頃浦潮派遣軍から兵力の關係上尼港に救援隊を送ることも出来ず、又輸送の方法も立たなかつたからである。第七師團からの救援隊は小樽から出帆する筈であつたが、其の出帆に先だつて、我が海軍は尼港及び北樺太方面の在留邦人保護の爲、二月上旬軍艦三笠及び見島を此の方面に派遣した。兩艦は萬難を排して二月十五日亞港の南方二十海里の沖まで達したが、それより北は海水が結氷して居る爲に進むことが出来ない。仍つて三笠から數名の將卒を派し、尙飛行機を飛ばして亞港附近を偵察せしめた。幸に亞港は無事であるが、同港から尼港まで約二百里は氷雪ばかり、其の間には行軍に利用すべき村落もない。已むを得ず兩艦は引返してかくと報告した。爲に小樽に於て乗船を始めた救援隊も旭川に引返して後の命令を待つことになつた。

尼港に於けるバルチザンは二月上旬尼港を圍んで砲撃を始めた。我が居留民は守備隊掩護の下に我が領事館に收容せられた。我が守備隊は無線電信によつて尼港の形勢を我が政府及び哈府駐屯の日本軍に報告し、其の指令を受けて、バルチザンが我れに對して攻撃を加へざる限りは衝突を避ける方針を執つた。即ちバルチザンに對して屢々交渉を開き、互

に戦闘を避けようとしたが、それは結局無効であつた。其の後の有様は之を正確に知ることは出来ないが、五月二十四日まで捕虜として敵の獄中に生存してゐたものの獄中日記などによれば、三月十一日午後四時敵は我が軍に對し武装解除を要求した。我が軍は之を拒絶し、十二日午前二時に至つて戦闘を開始した。我が陸海軍人は固より避難中の居留民も一意防戦に努めたが、衆寡敵せずして死傷者續出、石田副領事も敵弾に中つて殞れ、同夫人は二兒と共に壯烈悲惨の最後を遂げた。此の戦闘は十四日まで續いたらしいが、敵に捕へられて獄に投ぜられた者約百名の外は、皆バルチザンの毒手に罹つて虐殺せられたのである。

當時何人が發信したか判然しないが、我が國に於ては無線電信によつて尼港の事態の重大なることを知り、曩に旭川に命を待たせて置いた救援隊を尼港派遣隊として取敢へず亞港に向はせた(之を多門支隊ともいふ)。同隊は軍艦三笠、見島掩護の下に、四月十九日小樽を發し、二十二日亞港に着いた。すると同地のバルチザンは我が軍の上陸を見て、或は遠く遁走し、或は白旗を掲げて降服した。其の際我が捕虜となつた極東バルチザンの總司令官と

稱するグバーノフを介して、尼港バルチザン司令官トリヤビーチンに對し、生存せる日本人の官職氏名を問合せた所が、生存せる日本人は俘虜規定によつて管理して居るが、其の氏名や數は近く報告すとの返電があつた。其の後屢々催促の電報を發したが、終に其の回電はなかつた。

其の後尼港方面の敵が優勢なことを知つて我が兵力を増す必要を認め、新に第七、第十七(岡山)、近衛の各師團より其の一部の兵を出し、尙哈府駐屯の第十四師團中の一部隊(國分支隊といふ)をも尼港に向はせることとし、是等の部隊を以て北部沿海州派遣隊を編成した(其の司令官は陸軍少將津野一輔)。我が海軍に於ても、第三艦隊主力及び第三水雷戰隊並に哈府に冬營中であつた臨時海軍派遣隊をして尼港に向はせることとした。

亞港に居つた多門支隊は間宮海峽を横切つて對岸に至り、五月十四日から十九日までの間にデカストリ灣岸に上陸し、難路を跋渉して黒龍江岸なるマリンスク(尼港よりも上流)に着し、此處で哈府から下航して來た臨時海軍派遣隊並に國分支隊と相合した上、三十日尼港に向つて下航の途に就いた。北部沿海州派遣隊の主力は津野少將引率の下に、五月二

十三日及び二十五日小樽を出帆。先づデカストリ灣に假泊して時をはかり、水路直ちに尼港に向ひ、六月三日マリンスクから下航した諸隊と共に尼港に到着した。是より先尼港のバルチザンは我が軍の接近したことを知り、獄中に在つた約百名の邦人を悉く虐殺した上(五月二十五日)、火を市街に放つて遁走したから、我が軍は尼港市街が全く焦土と化し餘炎のまだ止まない時に上陸したのである。

我が政府は尼港事件に鑑みて、同年七月三日左の聲明書を聯合諸國に通告してサガレン州の要地を占領することとした。サガレン州とは黒龍江下流地方と北樺太とを指す名稱である。

本年三月十二日以来五月末ニ亘り、ニコライエフスク港ニ於テ、帝國守備隊、領事館員及び在留臣民約七百名老幼男女ノ別ナク、同地方過激派ノ爲虐殺セラル。其ノ狀誠ニ悲惨ヲ極ム。帝國政府ハ國家ノ威信ヲ全ウセンガ爲、必要ナル措置ヲ執ラザル可カラズ。然ルニ目下實際上交渉シ得ベキ政府ナク如何トモスルコト能ハザル情況ニ在ルニヨリ、將來正當政府樹立セラレ、本事件ノ満足ナル解決ヲ見ルニ至ル迄、サガレン州内ニ於テ、必要ト認ムル地點ヲ占領スベシ。

ザバイカル方面ニ關シテハチニエック、スロバツク軍が同方面ヨリ全然撤退セル今日ノ事體ニ顧ミ、帝國政府累次ノ聲明ニ基キ、今回同地方ヨリ撤兵スルコトニ決定セリ。但シ浦潮方面ハ朝鮮ニ對スル脅威排除セラレザルノミナラス、却ツテ惡化セントスル傾向アリ。且多數ノ本邦人同地方ニ在留シ、又ハパロフスクハサガレン州ニ通ズル要衝ノ地點ナルヲ顧ミ、此等地方ノ安定ヲ得ル迄、已ムテ得ズ相當數ノ軍隊ヲ駐ムベシ。

大正九年七月三日

内閣總理大臣原敬(外各大臣連署)

所が八月二日米國は我が國の西北利亞駐兵に關して抗議を提出した。我が政府は漸次撤兵の方針を執り、浦潮及び亞港の外は駐兵の必要を認めなくなる毎に撤兵を實行し、大正十一年十月二十五日を以て浦潮の撤兵も完了した。是より先大正七年十一月十二日チエックスロバツク軍の故國たるチエックスロバキヤは共和國を組織してマサリツク博士を大統領とし、其の後長く浦潮方面にゐた同軍も海路を取つて歸國したからである。併し尼港問題はまだ解決しないから、亞港には引續き我が軍隊を駐屯せしめたのである。

さて尼港殉難者の遺骨は大正十三年四月二十八日尼港から小樽に迎へて一時市内淨應寺

に安置し、更に市内手宮公園に設けられた納骨堂の内に納められた。尙東京に於ては帝國軍事後援會が九段坂上に尼港殉難碑を建て、同年五月二十四日石田副領事の遺子(芳子)の手によつて除幕せられた。碑は左手に平衡を保てる秤を捧げ、右手に破邪の長劍を杖つける正義の神を中央にして、二柱宛の女神が其の左右に立つて居る銅像で、其の前面左右に愁歎に沈める男女各々一軀の石像が置いてある。

日露の交渉 歐洲戰爭開始後大正六年まで露國は聯合國の一として我が國と同一の目的の下に行動したものであるが、同年の革命以後の露國は全く聯合國との關係を斷つて、新露西亞國の建設に力を注ぐこととなつた。即ちケレンスキが起つて新政府を組織したが之は忽ち倒れてレーニンが過激派の政府を立てた。併し國內の秩序は容易に整はず、過激派の政府が永續するか否かも疑はしく、隨つて其の政府を承認すべきか否かも疑問であつたが、其の政府が永續する以上は、之を承認して國交を恢復し、舊露西亞時代に獲得した利權の安定を圖り、又新に起つた問題を解決するより外に道はない。仍て我が國は大正十年過激派政府と交渉を開き、同年八月二十六日から同十一年四月十六日まで大連に於て國

交恢復に關する會議を開いた。之が所謂大連會議で、我が代表は松島肇、彼れの代表はムーリンであつた。然るに彼れは通商問題と西比利亞の撤兵問題とを同時に解決しようとし我れは兩問題を分離し、先づ通商問題を解決したる上、撤兵問題に移らうと主張して相譲らなかつた爲に、會議は全く無効に終つた。

第二回は長春會議で、日本の代表は松平恒雄、露國の代表はヨッフエ。大正十一年九月四日から同月二十五日まで繼續したが、ヨッフエは尼港事件を解決するに先だつて、我が撤兵期日を明示せしめようとした爲に、此の會議も亦決裂した。

そこで大正十二年の夏後藤子爵(新平)が斡旋して、ヨッフエを東京に招き、同年六月二十八日から八月三日まで我が代表川上俊彦と會見したが、ヨッフエが尼港事件の謝罪を拒んだ爲に、此の會議も不調に終つた。

第四回は北京會議で、我が代表は駐支公使芳澤謙吉、露國代表はカラハンであつた。會議は大正十三年五月十四日に始まり、翌十四年一月二十日まで續いたが、其の結果日露國交恢復に關する基本條約七箇條及び議定書二、並に宣言書一、公文二を締結し、翌二十一

日署名調印した(日附は二十日)。茲には一々其の條文を掲載しないが、其の重要な點を擧げると左の通りである。

- 一、日露兩國は外交及び通商關係を結ぶ。
- 二、露國政府は明治三十八年九月五日調印のポーツマス條約を完全有効と認む。
- 三、日露兩國國民は互に兩國の法律により、入國、旅行、居住の完全なる權利を有し、生命及び財産に對し、不變にして完全なる保護を享受す。
- 四、日露兩國間の經濟關係増進の目的を以て、露國政府は露國領内に於ける資源に對する日本の必要に應じ、日本國民又は法團に對し、露國の領内に於て礦物、森林及び其の他の資源の開拓權を許與す。
- 五、日本政府は大正十四年五月半迄に北樺太より其の軍隊を撤す。
- 六、露國政府は北樺太に於ける各油田地域五割の開拓權を日本政府指定の企業團に許與す。
- 七、露國政府は北樺太に於ける特定地域に於て、日本政府指定の企業團に對して、石炭探掘權を許與す。右特定地域内にはドウエ炭坑を包含す。又右特定地域外に於て、外國人に石炭探掘權を許與する場合には、日本人は機會均等權を有す。

- 八、右石油、石炭地開拓の租借期限は四十年乃至五十年とす。
- 九、前記日本企業團は露國政府に對し、石油に就いては總産額の五乃至十五パーセント（但し續出油井に對しては四十五パーセントを）を、石炭に就いては五乃至八パーセントを納付す。
- 十、前記企業團は必要なる材木を伐採し、且交通及び材料並に生産物の運搬を便にする爲に必要なる施設をなすことを得。
- 十一、露國政府は尼港事件に對して、深厚なる遺憾の意を表す。

日露新條約締結に當つて、露國は飽くまで尼港事件の責任を負ふことを避け、結局此の事件に對して深厚なる遺憾の意を表するに止めたが、兎に角新條約によつて兩國の國交が恢復した上、我が國は新に北樺太に於ける油田及び炭坑開發の利權を得た。

露國に於ては二月二十日此の條約を批准し、我が國に於ては同月二十五日御批准を仰ぎ四月十五日北京に於て其の交換が行はれた。乃ち我が政府は五月十五日を以て北樺太派遣軍を全部撤退し、其の後會社を組織して油田、炭坑の開發に當らせることとした。

第七十六章 皇太子の歐洲御巡遊と攝政御就任

歐洲御巡遊 大正十年三月皇太子裕仁親王が、遠く波濤萬里の歐洲に向つて、御巡遊の途に就かせられた。之は歐洲戰爭中終始我が國と協力して敵に當つた英、佛、白、伊の四國及び慶長年間以來の親交國たる和蘭の元首を訪うて、國交の儀禮を盡し給ひ、尙戰後に於ける是等諸國の近況を御視察あらせられる爲であつた。

願れば平城天皇の皇子で、一時嵯峨天皇の皇太子とならせられた高岳親王が御渡唐の上更に羅越國（今の英領海峽殖民地ならんといふ）に行かせられたことがあるが、それは親王が廢太子とならせられ、剃髮して名も眞如と改めさせられた後で、佛法御修業の爲であつた。之より遙か後に至り、大正天皇がまだ東宮にましました時、明治四十年十月親しく韓國の皇室を訪はせられたことがある。之が我が國に於て、皇太子の尊位にまします御方が外邦を御訪問あらせられた最初である。それより十四年の後、裕仁親王が皇太子の御身を以て、遠く歐洲を御巡遊あらせられることとなつたのであるが、一部の者は其の御身上を憂



惧する餘り、御外遊の御見合せを希望した。併し國民の大多數は、開闢以來前例のない皇室の御盛事として其の御決行を祈り奉り、親王も御父母兩陛下の御允許を受けて御外遊の壯途に就かせ給ふこととせられた。

即ち、此の年（大正十年）三月三日閑院宮載仁親王及び供奉長珍田（捨巳）伯爵以下數多の供奉員を随へて東京御發駕、横濱に於て御召艦香取に御乗艦の上御出港あらせられ、軍艦鹿島が供奉し奉つた。然るに當時兩陛下は葉山御用邸に御避寒中であつた爲に、御召艦は鹿島を先導として葉山沖に廻航し、皇太子は艦上より御用邸を禮拜あらせられ、兩陛下は邸上高く日章旗を掲げしめられたる上、御座所から兩艦を御見送りあそばされたといふことである。

其の後兩艦は揚々海波を蹴つて西南に進み、三月六日先づ琉球中城灣に寄港した。皇太子は島民歡呼の裡に上陸し給ひ。那覇、首里に御行啓の上御歸艦あらせられた。兩艦は即日解纜、臺灣の東方を南下し、八日我が領海を離れたが、其の際皇太子は肅然艦橋に立つて、兩陛下に對する御告別の遙拜をなさつた。

之より兩艦は香港、新嘉坡、古倫母、蘇士に寄港した上、四月十七日坡西土に到着した。皇太子は寄港毎に御上陸あらせられて、其の地の風物を視察し給ひ、古倫母に於てはカンチーの佛牙寺にまで成らせられ、坡土西に於ては埃及のカイロ、ギゼーまで駕を進めさせられた。

其の後地中海の御航海中、マルタ島に御寄港の上、歐洲大戰中地中海に出動して戦死した我が海軍將卒の追悼式に臨ませられ（四月二十五日）、更にジブラルタルに御寄港あらせられた（四月三十日）。かくて此の地を視察し給ひたる上英國に向はせられ（五月三日）、五月九日ポーツマスに御安着。御出迎の英國皇太子と共に倫敦に向はせられ、ピクトリヤ停車場に御出迎への英國皇帝ジョージ五世と固き握手を爲し給ひたる後、御馬車に御同乗、英國皇室の貴賓としてバッキンガム宮殿に入らせられた。三日の後英國政府の國賓としてチェスターフィールドハウスに移り給ひ、七日間其の待遇を受けさせられたる後、辭して北方蘇格蘭地方を御巡歴あらせられ、更にマンチェスターを経て倫敦に御歸着。五月三十日ポーツマス御出港、同日佛國アールに御着あらせられ、翌日巴里に御到着あらせられた。かく

て大統領ミルランを訪問して其の歓迎を受け給ひ、更に市中御視察の上、六月十日白耳義の首府ブラッセルに御着あらせられた。此處では國王アルベルト一世及び皇太子の御出迎へを受けさせられ、國王と御馬車に同乗して其の王宮に入らせられた。御滞在中ウオーテルロー、オスタンド、アンペルスをも御巡覽あらせられ、同月十五日辭して和蘭のアムステルダムに御着。皇婿ヘンリー親王の御出迎へを受けさせられ、ウイルヘルミナ女皇に御對顔あらせられた。其の後首府ハーグを訪ひ給ひ、二十日白耳義を経て再び巴里に御歸着。戰跡等御見學の上、七月七日ツィロンに向はせられ、豫て此處に廻航してゐた御召艦に御乗艦あらせられた。翌八日ツィロンを御視察あらせられ、九日同港を發して同月十一日伊太利のナポリに御入港あらせられたが、翌日羅馬に向はせられ、皇帝エマヌエル三世の御出迎へを受けて、キルナル宮に入らせられた。羅馬御滞在中、或は其の史蹟を巡覽し給ひ、或は羅馬法王を訪ひ給ひて同月十七日ナポリに御歸着。翌日ボンベ一の廢市御視察の上、御歸朝の途に就かせられた。

かくて坡西士、亞典に御寄港の上古倫母に向はせられたが、八月二日グロタルフィー沖御

航海中、大阪商船會社の暹羅丸がソコトラ島附近に坐礁して救助を求め無線電信を發した爲に、供奉艦鹿島が其の救助に向つた。其の際皇太子は鹿島に對して「成功を祈る」との御言葉を下し給はつたが、鹿島は直ちに現場に向ひ、船長以下五十名の船員を救助した上、再び御召艦に供奉し奉つた。其の後兩艦は古倫母、新嘉坡を経て九月二日房州館山に入港假泊、翌三日横濱に入港した。皇太子は奉迎者數萬の歡呼に對して御會釋を賜はりつつ上陸し給ひ、御召列車によつて午前十一時十五分東京驛御着。數十萬人の奉迎を受けさせ給ひながら芽出度高輪御所に御還啓あらせられた。

御外遊實に半歳、往復の御航程は二萬有餘海里。其の間些の御微恙もなく、歐洲諸國の國情を視察し、外交の儀禮を盡して御歸朝あらせられた爲に、曩に御外遊に對して不安の念を懷いた者も否らざる者も、共に我が國未曾有の盛事として欣喜措く所を知らず、東京市は九月八日日比谷公園に其の奉祝會を開いた。

原總理大臣の遺難 年月順に話を進めると、茲で華盛頓會議の話に移る可きであるが、其の話は章を改めて述べることにし、此處には原總理大臣不慮の遺難談を挾むことにする。一體原敬が内閣總理

大臣に任ぜられたのは大正七年九月二十九日であるが、一方に於ては政友會の總裁として、其の名聲は隆々たるものであつた。さて我が皇太子が歐洲から御歸朝あらせられてから約二箇月の後、即ち大正十年十一月五日京都市に開かれる豫定の政友會近畿大會に出席する爲、原首相は其の前日(四日)午後七時半東京驛發の列車に乗ることとし、午後七時二十分自動車で同驛に着し、驛長室に入つて小憩した。五分間の後高橋(善一)老驛長(時に七十二歳)の案内で改札口に近づいた時、突然群衆の中から進み出た兇漢が、隠し持つたる短刀を以て原首相の胸部を刺した。首相は其の場に倒れた。其の時警衛の爲首相の斜左前を歩いてゐた日比谷署の巡查部長綱島卯一郎が兇漢を後から抱き止め、部下の巡查と協力して難なく捕縄をかけた上、之を日比谷署に引立てた。

附添の人々は驚きながら首相を驛長室に移して卓上に横たへ、醫師を招いて手當を施させたが、其の甲斐もなく六十六歳で薨去した。併し其の喪を發せずして之を私邸に移したが、遭難の事が天聽に達するや、兩陛下には深く御軫念あらせられ、先づ侍醫を、續いて勅使を其の邸に差遣し給ひ、位二級を進めて正二位、大勳位に敘し、菊花大綬章を授けさせられた。乃ち同夜十二時を以て其の喪を發したが、同夜同刻宮中に於ては、外務大臣内田康哉を以て臨時兼任内閣總理大臣に任ぜられた。

其の後故原首相の遺骸は其の郷里なる盛岡市に送られ、同月十一日大慈寺に於て、盛大な葬儀を行つた上、同寺の境内に葬られた。其の未亡人(あき子)は内助の功が多く、女丈夫の聞えの高かつた人

であるが、大正十三年三月二日を以て歿し、やはり大慈寺に葬られた。

さて原首相を刺した兇漢は中岡良一といふ十九歳の青年。東京市外山手線大塚驛の轉轎手を勤めてゐたものであるが、新聞、雜誌等を讀んで、原内閣に反感を懐く様になり、遂に無分別にも兇行を演ずるに至つたものである。世には新聞、雜誌などの爲に身を誤る者が少くない。之を讀む者も注意しなければならぬが、之に筆を執る人も慎重の考慮を拂はなければならぬ。裁判の結果中岡は大正十一年六月十二日無期懲役に處せられ、宮城監獄に收容せられたが(同年十月十四日監獄を刑務所と改稱す)、後に至つて深く先非を悔い、大いに自己の不明淺慮を耻ぢたといふことである。嘗て(明治十一年五月十四日)内務卿大久保利通を暗殺した島田一郎も、後に其の不明を悟つて大いに後悔したといふことであるが、單に一時の感情に支配せられて、往々取返しのかね國家の大不祥事、大不利益を惹起すことがある。深く注意しなければならぬ。

餘談に亘るが、中岡を抱止めた綱島巡查部長は職を警察に奉ずること約三十五年。服務規律を嚴守した人で、其の間慰勞休暇の外には唯の一度の缺勤もしなかつた。初は千住署、麴町署などに勤めてゐたが、日比谷署の設置(明治四十一年)と同時に同署に轉じ、後には警視廳の高等課員を兼務して恪勤精勵、賞與を受けること實に百十三回の多きに達した。家庭の人としては常に子女の教育に意を用ひて三男一女を立派に教育し、大正十四年二月十八日五十九歳で病歿した。

次に原首相遭難の當時、東京驛長であつた高橋善一は明治六年以來身を鐵道界に投じた人で、我が國に於ける驛長の最古參であつたが、其の後職を辭し、東京市内小石川區高田老松町の芭蕉庵（渡邊治右衛門の別荘）で悠々餘生を送つた。然るに人の運命は實に測り難いものである。大正十二年五月二十日一知人が三輪自動車で芭蕉庵を訪問し、高橋に其の試乗を勧めた。そこで高橋は折柄來合せてゐた田端驛長信夫敬造と共に試乗中、關口大瀧の水門先約二十間の上流河畔に達した時、自動車に故障を生じた。運轉手が修理を加へて居ると、自動車は川端の低い處に向つて迂り出した。運轉手は驚いて之を止めようとしたが、車體の重みに引摺られて自動車は深く水中に迂り込んだ。運轉手は危い處で身をかはし、辛じて難を免れ、警官及び附近の人々と其の救助に當つた。信夫驛長は水門の鐵橋を這ひ上つて一命を拾つたが、氣の毒にも高橋は強く頭を打つたのが致命傷らしくて、醫師の手當の甲斐もなく、七十四歳で卒した。實に不慮の災難に遭つたものである。

内閣交迭 原首相の遭難後、外務大臣内田康哉が臨時兼任内閣總理大臣に任ぜられたが、其の翌日（大正十年十一月五日）臨時閣議を開いて内閣總理職に決し、内田臨時首相が辭表を取纏めて閣下に捧呈した。之が爲十一月十三日天皇は其の辭職を聽して高橋是清を内閣總理大臣に任じ給ひ、茲に高橋内閣が成立した。其の後十餘日を経て皇太子が攝政の任に御就きになつた。

攝政御就任 大正十年十一月二十五日大正天皇は御不例の故を以て、皇太子裕仁親王

をして攝政の任に御就かせになつた。願れば天皇は御踐祚以來萬機を親裁し給ひ、殊に歐洲戰爭勃發以後は特に内外多端の御政務を擔はせられ、日夜叡慮を惱し給ひたる御爲にや御腦力御衰退の徴候を拜し奉る様にならせられた。殊に大正九年の春以來は兎角御健康が勝れさせられず、上下心を痛め奉る外はなかつたが、内外の御政務御多端の爲、十分御静養遊ばさるゝ御暇もあらせられず、爲に國民は眞に恐懼措く所を知らなかつたのである。斯様な次第から皇族會議に於て攝政を置き給ふ議を決せられ、樞密顧問の議を経て皇太子を攝政と爲し給ふこととなつたのである。之に關する詔勅は左の通りである。

朕、久キニ巨ル疾患ニ由リ、大政ヲ親ラスルコト能ハザルヲ以テ、皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ、皇太子裕仁親王ヲ攝政ニ任ズ。

茲ニ之ヲ宣布ス。

御名御璽

攝政名

大正十年十一月二十五日

宮内大臣 子爵 牧野 伸 顯
 内閣總理大臣 子爵 高橋 是 清

畏多きことながら、當時發表せられた御容體書は左の通りで、之を拜讀した國民は憂慮
恐懼に堪へず、只管御平癒を祈り、再び政治を親らし給ふことを願ふ外はなかつた。

天皇陛下に於かせられては、稟賦御孱弱に涉らせられ、御降誕後三週日を出でざるに、腦膜炎様の御
疾患に罹らせられ、御幼年時代に重症の百日咳、續いて腸チブス、胸膜炎等の御大患を御經過あらせ
られ、其の爲御心身の發達に於て、幾分後れさせらるる所ありしが、御踐祚以來内外の政務御多端に
涉らせられ、日夜宸襟を惱ませられ給ひし爲、近年に至り、遂に御腦力衰退の徴候を拜するに至れり。
目下御身體の御模様には引續き御變りあらせられず、御體重の如きも従前と大差あらせられざる
も、御記録、御判断、御思考等の諸腦力漸次御衰へさせられ、御考慮の環境も随つて狹隘とならせら
る。殊に御記憶力に至りては、御衰退の兆最も著しく、加之御發語の御障礙あらせらるる爲、御
意志の御表現甚だ御困難に拜し奉るは洵に恐懼に堪へざる所なり。(大正十年十一月)

さて、此の日(大正十年十一月二十五日)元帥閑院宮載仁親王は攝政宮御輔導の天命を受け
させられ、攝政宮は高橋首相に對して左の令旨を下し給はつた。

皇太子御不例久シキニ亘ルニ因リ、予已ムヲ得ズシテ攝政ト爲リシニ就キテハ、卿等従前ノ通り、國
務ニ勵精センコトヲ希望ス。

尙此の日從來東宮大夫を勤めてゐた川崎瀧尾新の官を免じて子爵及び旭日桐花大綬章を
授け給ひ、伯爵珍田捨己を東宮大夫に任ぜられた。

翌二十六日午前賢所に於て攝政御就任に關する御祭儀を行はせられ、續いて皇靈殿
神殿に御奉告の儀を擧げ給ひ、午前宮中鳳凰間に於て文武の大官及び外國大使公使に謁を
賜はりたる上、高橋首相を通じて國民に左の令旨を賜はつた。

皇太子御不例久シキニ亘ラセラル、ハ予ノ國民ト共ニ憂懼措カザル所ナリ。今ヤ大政ヲ親ラシタマフ
コト能ハザルニ因リ、予ハ盛典ニ遵ヒテ攝政ト爲レリ。是レ實ニ已ムヲ得ザルニ出ヅ。方今國事多端
ノ際、予ノ弱齡寡徳ヲ以テ此ノ重任ニ膺ル。夙夜兢々トシテ負荷ニ任ヘザランコトヲ恐ル。唯當ニ先
皇維新ノ鴻謨ト、皇上紹述ノ宏規トヲ遵奉シテ、勵精治ヲ求メ、外ハ國交ヲ敦クシ、内ハ國民ノ福祉
ヲ増進センコトヲ期シ、以テ皇上御平癒ノ日ヲ待ツベキノミ。國民予ガ斯ノ意ヲ體シ、各々其ノ業ニ
勤メ、分ニ隨ヒテ公ニ奉ジ、上下心ヲ一ニシテ以テ國運ノ永昌ヲ圖ランコトヲ望ム。

我が國史を見れば、攝政の最初は神功皇后で、其の後聖德太子及び中大兄皇子(後の天智天皇)
が皇太子の御身を以て攝政に任ぜられた。清和天皇の御代に藤原良房が人臣を以て攝政となつてから後、藤原氏から出て攝政となつた人が少くないが、何れも天皇が御幼年にましま

す場合か、或は女帝にまします場合に置かれたものである。然るに皇室典範御制定（明治二十二年二月十一日）以後は女帝の立たせ給ふことは全くなくなつたから、攝政を置かせられるのは、天皇がまだ成年（天皇及び皇太子、皇太孫は滿十八年を以て成年とし、其の他の皇族は滿二十年を以て成年とす）に達し給はざる時か、或は久しきに亘る御故障に由つて、大政を親らし給ふこと能はざる時に限ることとなつて居る。又先づ攝政に任せられる御方は、成年に達せられたる皇太子又は皇太孫となつて居るが、若し皇太子、皇太孫がましまさぬか、又は成年に達し給はぬ場合には、親王、王、皇后、皇太后、太皇太后、内親王及び女王の順序によらせられることとなつて居つて、明治以前の様に人臣が攝政となることはない。

尙攝政は天皇の名に於て大權を行はせられるのであるが、天皇ではあらせられぬから、神器を御承けになる譯でもなければ、年號を改めさせられることもなく、其の敬稱もやはり殿下と申し上げるのである。又詔勅、御沙汰書等凡そ攝政として御發しになる一切の公文には、先づ天皇の御名を御書きになつた上、御自身の御名を署し給ふこととなつて居り、尙攝政御在任中には、憲法も皇室典範も變更し得ないこととなつて居る。

今や天皇の御不例久しきに亘り、大政を親らし給ふこと能はざるが爲、皇室典範の御制定後始めて攝政を置かせられた譯であるが、攝政宮が天資御英明にましますことは、夙に内外朝野の等しく仰ぎ奉る所であり、又既に歐洲諸國を御巡歴あそばされ、世界の政情にも御通曉あらせられるのであるから、國民は盛業赫々たる古の聖德、中大兄兩攝政を迎ふるが如き感を以て仰ぎ奉り、只管天皇の御平癒と國運の隆昌を祈り奉つた。當時國民が頻りに「我等の攝政宮」と稱し奉つた言葉によつても、國民が如何に其の御盛德を敬慕し奉つたかを知ることが出来る。

大隈重信薨す 大正天皇の御大禮當時、内閣總理大臣であつた伯爵大隈重信は、大正五年七月十四日侯爵を授けられ、同年十月九日其の官を免ぜられたが、特に前官の禮遇を賜はり、同時に左の御沙汰書を賜はつた。

親夙ニ國事ニ盡瘁シテ大政ニ維新ニ參シ、贊襄匡輔シテ以テ、朕ガ躬ニ及ベリ。今請フ所ヲ允シテ閣ニ就キ、老ヲ養ハシム。軼其レ加餐自愛シテ尙ホ朕ガ意ニ稱ハンコトヲ勉メヨ。

爾來其の創立にかかる早稻田大學總長として育英の事に當り、尙維新以來の元勳として政界に重きをなしてゐたが、大正十年十月病に罹り、只管其の療養に努めてゐた。然るに同十一年一月五日重態

に陥り、全く嗜眠状態となつた。宮中に於ては痛く御軫念あらせられ、或は侍醫を其の早稻田の邸に差遣はせられ、或は勅使を派して病状を見舞はせられたが、同月十日危篤に陥つた。乃ち特旨を以て従一位に叙し、菊花頸飾章を御授けになつたが、此の日老侯は八十五歳を以て薨じた。畏き邊に於ては深く其の薨去を惜ませ給ひ、葬儀の前日（二月十六日）勅使を其の邸に差遣して、左の誄詞を賜はつた。

維新ノ際ヨリ翊贊ノ功ヲ致シ、カヲ邦交ニ宣ベ、勞ヲ財務ニ致シ、鈞ヲ乘リ、國ニ當リテ宏才能ク政機ヲ運ラシ、學ヲ建テ、英ヲ育ヒ、遠識以テ文化ヲ裨ク。譽ハ中外ニ隆ク、望ハ通遐ニ重カリシニ、遽ニ永逝ヲ聞ク。軫悼曷ゾ任ヘン。茲ニ侍臣ヲ遣シ、賻ヲ齎シテ臨ミ弔セシム。

翌十七日先づ其の本邸に於て告別式を挙げ、儀仗兵を先驅として更に柩を日比谷公園の式場に移したが、早稻田の學生一萬五千名が之を送つた。日比谷の式場は一般公衆に對する告別の爲に設けたものであるが、當時之を國民葬と稱し、世界的偉人に別を告げんとて參列するものが凡そ二十五萬人と稱せられた。所が誰が始めたか葬儀場の柩に向つて御賽錢を投ずる者があつた。すると多數の參列者中には之に倣ふ者が少くなかつた爲に、一時は御賽錢が雨霰の如くに飛ぶ奇觀を呈した。誠心のこもれる淨財であるから人夫に集めさせる譯には行かず、參列の學生に之を集めさせた上、慈善事業に寄附したのである。從來前例のない國民葬の行はれたことが既に故侯爵の聲望の高かつたことを證するも

のであるが、告別式場に於ける御賽錢の雨も亦日本最初の奇現象であるから、葬儀委員も參列者も共に、故侯爵に對する追悼の情の深きに感動せざるを得なかつたのである。式後柩は音羽の護國寺に運ばれ、同夜其の境内なる大隈侯爵家墓地に埋葬せられた。未亡人（綾子）は才貌雙美、温良貞淑の聞え高く、又故侯爵に對する内助の功の頗る多かつた人であるが、翌十二年四月二十八日七十四歳で病歿せられた。

佛國答禮使ジョツフル元帥の來朝 曩に我が皇太子が歐洲諸國を巡遊し給ひ、佛國を訪問あらせられたるに對し、佛國政府は答禮使節ジョツフル元帥をして來朝せしめることとした。ジョツフルは歐洲戰爭中佛國總司令官たりし人で、獨逸軍の猛襲をマルヌ河畔に撃破した勇將であり（マルヌの戦は大正三年九月八日）、又自ら米國に使用して其の出兵を斷行せしめた偉勳者である。

大正十一年一月二十日ジョツフル元帥を載せたる佛艦モンカルム號は早朝浦賀水道に進み來り、其の歡迎の爲前日來同水道に假泊してゐた我が軍艦金剛と禮砲を交換した上、同艦に導かれて横濱に向つた。其の途中横須賀沖に於て、軍艦榛名坐乗の山屋横須賀鎮守府司

令長官と禮砲を交換し、午前十時頃横濱に入港した。元帥は埠頭に山なす出迎人の歡呼を受けつつ上陸し、臨時列車によつて正午頃東京驛着。文武官數百名の出迎へを受けたる後宮内省から御差廻しの自動車に打乗り、沿道黒山をなせる群衆の歡呼を浴びながら、豫て其の旅館にあてられたる八山の岩崎男爵別邸に入つた。此の夜東京市聯合青年團はジョッフル元帥歡迎の大提灯行列を催すこととし、芝公園内大隈侯銅像前に集合して永田(秀次郎)副團長引率の下に岩崎別邸に繰込んだ。元帥は玄關に立つて歡迎の辭を受けた上、答辭を述べ、團員は元帥の萬歳を三唱して退出した。

翌二十一日午前元帥は參内、攝政宮に謁見して大統領ミルランの寄せたる國書を朗讀し、皇后宮にも謁見し、御贈呈の名刀一口を拜受して一旦退出歸館。服装を改めて午後一時頃再び參内、豊明殿に於ける慰勞の午餐に預つて退出した。其の後元帥は連日或は市内の學校、議會等を巡視し、或は各種の歡迎會に臨んでゐたが、二十五日以後は我が皇室の公式待遇を辭して帝國ホテルに移り、二月六日退京、米國經由で歸國した。元帥來朝の時は故大隈侯爵の葬儀が行はれた後で、山縣(有朋)公爵は病中。又其の退京の時は山縣公爵の

薨去後であつたから、元帥は折角日本に來ながら、此の兩元勳に面會し得なかつたことを甚だ遺憾として歸國した。

山縣有朋薨す 山縣有朋は夙に身を國事に奉じ、明治維新の宏謀を翼賛して長く文武の樞機に參與し、又力を自治制度の確立に注いだ一大偉人である。明治三十一年一月十九日始めて元帥府が設置せられた翌日、小松宮彰仁親王及び、大山巖、西郷從道と共に元帥に任ぜられ、同四十年九月二十一日公爵を授けられた。其の後同四十二年十一月十七日故伊藤博文の後を承けて樞密院議長となり、晩年多くは小田原の別邸(古稀庵)に起臥してゐたが、維新以來の元勳とし、政界の元老として、俗に「大御所」と呼ばれ、常に國家に重きを爲してゐた。故大隈侯爵の發病後間もなく山縣公爵も發熱し、小田原の別邸に靜養しつつ、大隈侯の病狀を聞いて非常に心配してゐたものである。所が大正十一年一月十日侯の危篤を聞き、更に間もなく其の訃音を聞くや、慟然として「大隈もとうとう亡くなつたか。残念な事である。俺も段々寂しくなる。」と長大息したといふことである。當時の容態はまだ危険といふ程ではなかつたが、其の後日を逐うて重態に向ひ、宮中から御見舞の勅使を差遣される様になつた。かくて一月三十日には危険状態に陥り、絶望と傳へられた。此の日在京中であつたジョッフル元帥は築地水交社に催された陸海軍大將の歡迎會に臨んでゐたが、列席の人々から公の病狀を聞き、起つ

て「山縣公の爲に御病氣の全癒を祈る。」と稱して杯をあげ、歸宿するや直ちに軍服姿の寫眞を取出して之に署名し、見舞狀を添へて小田原に送つた。所が公の容態は刻々重態となり二月一日危篤に陥り、遂に八十五歳で薨じた。危篤の事が天聽に達するや公は從一位に叙せられ、孫山縣有光（公の女婿、船越光之丞の實子）は男爵を授けられた（山縣老公の嗣子は山縣伊三郎であるが、此の人は老公の姪の子で、幼より山縣家の養子になつてゐたのである）。

大隈侯薨じて後まだ一月もたたない中に、山縣公も亦同年で其の後を遂ふた。維新以來の偉勳者を二人失つて急に寂寞を感じ、宮中よりは御鄭重な誄詞を賜はり、天下擧つて痛惜哀悼の誠意を表したが、或閑人は「大隈は遠くはゆかじ片足と死出の山路を急ぐ山縣」と詠んだ。

公の葬儀は國葬と定まり、二月九日比谷公園に於て執行の上、護國寺の墓地に埋葬せられた。想ふに大隈侯は磊落で、民衆的色彩の強い人であり、山縣公は謹嚴で、官僚的氣分の濃厚な人であつた様に察せられる。どちらも八十五歳の長壽を保つて同じ年に薨じ、一方は國民葬、一方は國葬で、共に護國寺に葬られた。誠に奇縁であるのである。

英國皇太子の來朝 前年我が皇太子が遠く英國を訪はせられたるに對し、答禮の爲英國皇太子ウエールス公がわざわざ來朝せられることになつた。曩に答禮使として佛國のジヨ

フル元帥を迎へ、今や更に英國の皇太子を迎へることになつた。我が國の地位の向上と、我が皇室の隆々たる御威勢を知るに足る慶事として、國民は鶴首して其の御到着を待ち受けた。

ウエールス公（プリンス・オブ・ウエールス）は御名をエドワードと申し、西曆一八九四年（明治二十七年）の御誕生、同一九一一年（明治四十四年）立太子式を擧げられた後、一時海軍士官候補生として海上生活を送られたが、同一九一三年（大正二年）オックスフォード大學に入學せられた。其の翌年歐洲戦争が起つた爲に、公は陸軍中尉として出征を命ぜられ、佛國に渡つて砲烟彈雨の中に入らせられたのみならず、埃及、伊太利の戦線にも立たれた上、同一九一九年（大正八年）五月倫敦に凱旋し、陸軍大佐に昇進せられたのである。大戦後は平和の使節として加奈陀、米國、ニュージラランド、濠太利亞を巡遊せられ、我が皇太子が英國を御訪問あらせられた時には、送迎は固より各處御見學の案内にもあたられたのである。其の後公は印度御巡遊の上、我が國を訪問せられることになつたのであるが、其の御召艦はレナウン號、供奉艦はターバン號であつた。我が軍艦木曾、大井、球磨、多摩は兩艦を

香港に出迎へ、木曾の先導、其の他の艦の護衛の下に我が國に向ひ、大正十一年四月十二日早朝館山灣外に達して針路を浦賀水道に取つた。折しも館山灣に出迎へてゐた山城、生駒の兩艦は皇禮砲を發し、ターバンは之に對する答砲を放つた上、觀音崎沖にさしかかると、横須賀海軍航空隊の飛行機二十餘臺が出迎へた。かくて御召艦が横須賀沖を通航する際には、在港の軍艦北上から皇禮砲を發し、前の飛行機は横濱まで御召艦の左右に添うて雁行した。かくて兩艦は我が出迎諸艦と共に午前八時半横濱に入港。公は隨員と共に文武大官の奉迎裡に上陸せられ、宮廷列車によつて午前十時四十分東京驛に御着になつた。我が攝政宮は高橋首相以下文武の顯官を隨へて此處に御出迎へあらせられ、固き握手を交換し給ひたる上、共に近衛兵の閱兵を行はせられ、直ちに參内皇后宮に御對顔、御懇慰なる御挨拶を交換せさせられた。かくて御少憩の後、公は御旅館にあてさせられたる赤坂離宮に向はれ、茲に始めて旅裝を解かせられた。

我が攝政宮には此の日午後ウエールス公を赤坂離宮に訪はせ給ひ、天皇の御思召によつて公を名譽陸軍大將に推さるる旨を傳へさせられたが、公は喜んで之を受けられ、種々

御懇談の上、後刻を約して御別れになつた。かくて此の夜宮中豊明殿に催されたるウエールス公御歡迎宴を始めとして、公には連日我が國朝野の歡迎を受けさせられ、同月二十日盛大な奉送の名残を惜みつつ御退京の上、横濱に向はせられた(此の日ウエールス公の御召艦に候補生として御乗組中の白耳義王の第二王子シヤールス親王は非公式に參内、皇后宮に御謁見の上退出せられた)。其の後ウエールス公は箱根、京都、大津、奈良、大阪、神戸、宮島等を御巡覽の上鹿兒島に行かれ、五月九日同港御出帆、洋上に於て我が見送艦木曾、大井に別れを告げて御歸國の途に就かれた。



第七十七章 華盛頓會議と關東地震

軍備縮少問題 大正十年十一月十二日から翌十一年二月六日まで、米國華盛頓に於て、

軍備縮少を主とする會議が開かれて、我が國も之に参加した。世に之を華盛頓會議或は太平洋會議といひ、又軍備縮少會議とも呼んで居る。

元來軍備縮少の議は古來屢々唱へられて、しかも一度も行はれなかつた問題である、近くは明治三十二年露國皇帝ニコラス二世の主唱によつて二十六箇國の代表が和蘭の首府海牙に集まり、第一回萬國平和會議を開き(五月十八日より七月二十九日迄)、更に明治四十年四十四箇國の代表が再び同地に集まつて、第二回萬國平和會議を開いた(六月十五日より十月十八日迄)。兩會共に其の主目的は各國の軍備制限に在つたが、之に關しては何等有効の決議を見るに至らず、會議は失敗に終つた。

其の後、米國大統領の主張によつて成立した國際聯盟も軍備縮少の必要を認め、對獨講和條約の一部として發表した國際聯盟規約第八條に、

聯盟國ハ平和維持ノ爲ニハ、其ノ軍備ヲ國ノ安全及國際義務ヲ協同動作ヲ以テスル強制ニ支障ナキ最低限度迄縮少スルノ必要アルコトヲ承認ス。

聯盟理事會ハ各國政府ノ審議及決定ニ資スル爲、各國ノ地理的地位及諸般ノ事情ヲ參酌シテ軍備縮少ニ關スル案ヲ作成スベシ。

該案ハ少クトモ十年毎ニ再審議ニ付セラルベク、且更正セラルベキモノトス。(下略)

と規定し、聯盟諸國は皆之に調印した。然るに米國に於ては上院が其の批准を拒んだ上、軍備擴張の手を弛めない爲に、之が批准を終へた國々も、軍備制限には着手せず、聯盟理事會も其の案を作らなかつた。

然るに米國が新に軍備縮少會議を提議したのはなぜであらふか。之には日英同盟の存廢問題が深い關係を持つて居る。日英同盟の條約は明治三十五年一月三十日の調印以來改訂を加ふること二回に及び、大正十年七月十二日が其の満期となつてゐた。爲にそれ以前から此の同盟の存廢如何は特に英國の重要問題として審議せられたものである。所が由來米國は日英同盟を喜んで居らず、之と利害關係の深い英領加奈陀も該同盟存續に反對し、

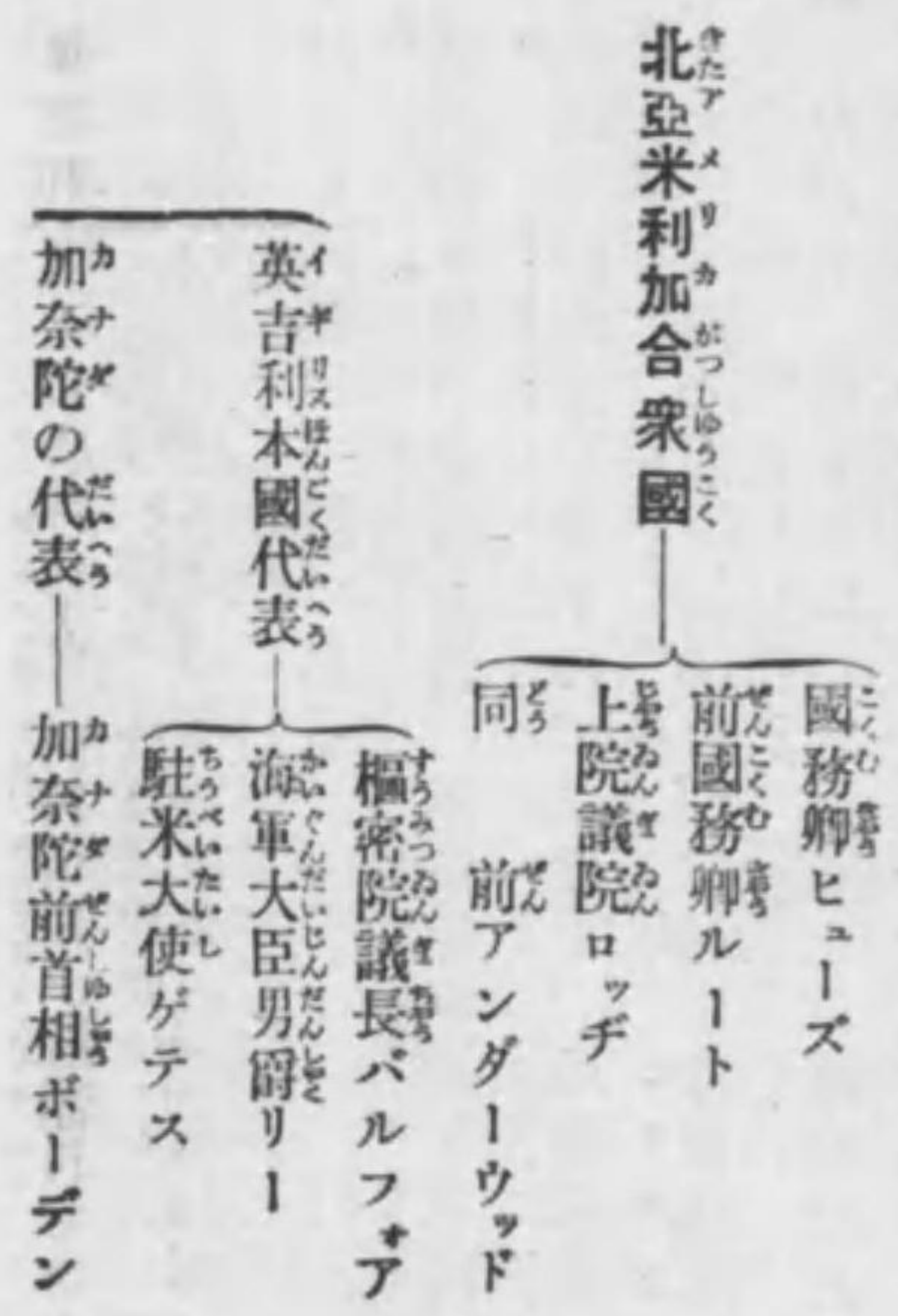
南阿聯邦なども同様であつた。爲に英國政府は大體之を廢する方針を執ることにしたが、さうすれば太平洋方面に於ける英國の利益擁護の必要上、太平洋及び東亞に重大な利害關係ある日、英、米、支四國の會議を開き、太平洋に於ける海軍の擴張を防ぎ、以て此の方面の平和を圖らなければなるまいと考へた。乃ち之に關する米國の意向を索つた所が、米國政府は快く之に應じて起ち、米國の提議として其の會議を米國に開くことにした。斯様な次第であるから、華盛頓會議は米國の提案に相違ないが、それは表面。其の裏面には眞の發議者たる英國が潜んでゐたのである。

當時米國に於ては年來の海軍擴張によつて國費が増大し、國民は其の負擔の過重に對して不平を唱へてゐたのであり、尙又其の頃米國の政權を握つてゐた共和黨は、民主黨の大統領ウィルソンの主張に基づく國際聯盟には反對したが、政權の維持上、自黨の政府が主催者となつて國際會議を開く必要を認め、尙將來資本を極東方面に投下して其の利源開發に當らふとする下心があつた爲に、華盛頓會議を開くに至つたものである。それは兎に角從來斯様な國際的の會議は歐羅巴洲内に開かれたものであるが、今回は關係各國の代表を

米國に招致して、世界的の大問題を議せしめることにしたのである。歐洲大戰後米國の國際的地位の向上は各種の事實に表れて來たが、軍備縮少會議が華盛頓に開かれることになつたのも亦其の一證である。

華盛頓會議の全權委員 華盛頓會議を軍備縮少會議或は軍備制限會議ともいふが、其の軍備は海陸兩軍を指すのではなく、所謂移動性軍備たる海軍だけであつた。現に大正十年七月十日米國の兩院協議會が、海軍豫算議事報告をなすに當つて、大統領ハーチングに附與したのも、海軍削減協定に關する權能であつた。そこで同年同月十一日ハーチングは日英、佛、伊四國に對して、軍備制限及び之に關係の深い太平洋、極東問題を議すべき會議に賛同せんことを求め、更に後に至つて、白、蘭、葡、支四國にも參加を求めた。若し此の會議が單に軍備制限のみを議するならば五大國（日、米、英、佛、伊）だけでよいが、太平洋並に極東問題をも議するのであるから、先づ支那を加へ、尙支那の鐵道等の事業に投資せる白耳義及び東印度諸島の大部分を領有する和蘭を加へ、尙又チモール島の東部と澳門を有する葡萄牙をも參加させることにしたのである。つまり軍備縮少問題は五大國だけで議

し、其の他の問題は九箇國で討議することにしたのである。
 關係八國が皆米國の招請に應じた爲に、米國政府は同年八月十一日を以て、正式に招待状を發し、同年十一月十一日（休戦記念日）を其の開會日とした。我が國は貴族院議長公爵徳川家達、海軍大臣男爵加藤友三郎、駐米大使男爵幣原喜重郎、外務次官壇原正直を全權委員とした。我が委員一行は十月六日東京出發、十一月二日華盛頓に到着した。他の主なる國々の委員をあげると左の通りである。



英吉利 濠太利聯邦代表 — 內務大臣上院議員ピアス

新西蘭の代表 — 高等法院判事サルモンド

印度の代表 — 參議院議員サストリ

南亞非利加聯邦の代表はバルフォア之を兼ね。

前内閣議長下院議員ビビアニ

佛蘭西 殖民大臣下院議員サロ

駐米大使ジュスラン

參議院議員シャンツェル

伊太利 駐米大使參議院議員リッチ

參議院議員アルベルチニ

駐米公使施肇基

支那 駐英公使顧維鈞

前司法大臣王寵惠

海軍に関する協定 華盛頓會議は開會を一日延ばして大正十年十一月十二日から開かれ

た。茲に其の經過や經緯は述べないが、海軍に於ては主力艦並に航空母艦に制限を加へただけで、補助艦には及ぼさなかつた。主力艦とは排水量一萬噸以上、口径八吋以上の備砲を有する軍艦で、航空母艦でないものを指すのであるが、會議の結果、五大國の保有し得る主力艦全噸數の比率を凡そ五(英)、五(米)、三(日)、一・七(佛、伊)とし、左の噸數を超えることが出来ないと定め、尙將來五國共に三萬五千噸以上、口径十六吋以上の砲を有する軍艦を持つことが出来ないとした。

保有主力艦の最大限度	
米國	五二五、〇〇〇噸
英國	五二五、〇〇〇
日本	三一五、〇〇〇
佛蘭西	一七五、〇〇〇
伊太利	一七五、〇〇〇

又航空母艦は専ら航空機搭載の目的を以て建造した一萬噸以上の軍艦であつて、五大國の保有し得る噸數の最大限度を左の如く定め、尙將來五國共に二萬七千噸以上、口径八吋

以上の砲を備へる航空母艦を持つことが出来ないとした。

保有航空母艦の最大限度	
米國	一三五、〇〇〇噸
英國	一三五、〇〇〇
日本	八一、〇〇〇
佛蘭西	六〇、〇〇〇
伊太利	六〇、〇〇〇

當時航空母艦の全噸數は五國共に右の制限に達してゐなかつたから、之を廢棄する必要はなかつたが、主力艦は五國共に前の制限以上を持つてゐた爲に、廢棄すべき軍艦が頗る多かつた。それ等の軍艦は本條約實施後十八箇月以内に、永久沈没或は解體又は軍艦専用標的に變更の方法によつて廢棄することになつた。其の結果として我が國は肥前、三笠、鹿島、香取、薩摩、安藝、攝津、生駒、伊吹、鞍馬及び建造中の天城、赤城、加賀、土佐、高雄、愛宕を廢棄し、敷島、朝日を非戦闘用として保有し、計畫中の八隻は其の建造を中止しなければならぬことになつた。併し右の内、攝津は標的艦として之を保存し、天城

は航空母艦に改造中、關東地震の爲に破壊して其の用を爲さなくなつた爲に之を廢棄し、改めて赤城を航空母艦に改造したのである。尙三笠については次項に述べる。斯様な次第で、華盛頓會議の際、我が國の保有し得る主力艦は陸奥（三三、八〇〇噸）、長門（同上）、日向（三一、二六〇噸）、伊勢（同上）、山城（三〇、六〇〇噸）、扶桑（同上）、霧島（二七、五〇〇噸）、比叡（同上）、金剛（同上）、榛名（同上）の十隻（合計三〇一、三二〇噸）となつたのである。

三笠の保存 我が國の廢棄艦中の三笠は日本海軍の當時東郷（平八郎）大將坐乗の旗艦で、我が國に取つては誠に大切な國民的寶物である。どうして之が廢棄せられよう。永久に保存の道を講じなければならぬといふ所から、法學博士阪谷（芳郎）男爵を會長とし、元帥海軍大將東郷（平八郎）伯爵を名譽會長とする財團法人三笠保存會が組織せられ、英、米、佛、伊四國に交渉の上其の諒解を得た。乃ち之を横須賀に保存することとして其の工事を施し、大正十五年十一月十二日攝政官の御台臨を仰いで其の保存記念式を舉げた。其の前日攝政官は東郷元帥を御召の上、親しく菊花頭飾章を御授けになり式の當日東郷元帥は三笠の司令長官室に於て、攝政官に日本海軍戰當時の説明を申上げた。次ぎに潜水艦については製艦上にも、保有噸數にも何等の制限を加へなかつたが、通商破壊の爲に一切之を使用しないこととした。即ち商船が其の警告を受けた後、臨檢及び搜

索などの命令を拒む場合の外は之を攻撃破壊することが出來ず、又之を破壊する場合には必ず先づ其の乗務員及び乗客を安全な場處に移さなければならぬこととした。尙毒瓦斯は一切之を使用しないことに協定したが、爆彈及び一萬噸以下の軍艦即ち補助艦については何等制限を加へなかつた。以上が海軍制限に關する協定の主要な點であるが、是等の協定は西曆一九三六年末迄効力を有することに定められた。

太平洋軍備制限協定 は矢張海軍制限協定の一部であるが、前の如く五國協定ではなく日、英、米三國の協定である、此の協定は太平洋中の或る區域内の土地を限つて、要塞及び海軍根據地に關し、本條約調印當時の現狀を維持することを約したもので、其の土地は左の通りに指定してある。

日本 太平洋ニ於ケル日本國ノ下記ノ島嶼タル領土及屬地即チ千島諸島、小笠原諸島、奄美大島、琉球諸島、臺灣及澎湖諸島 並 日本國ガ將來取得スルコトアルベキ太平洋ニ於ケル島嶼タル領土及屬地。

英國 香港及英帝國ガ東經百十度以東ノ太平洋ニ於テ、現ニ領有シ、又ハ將來取得スルコトアルベキ

島嶼タル屬地。但シ(イ)加奈陀海岸ニ近接スル島嶼(ロ)濠太利聯邦及其領土並(ハ)新西蘭ヲ除ク。

米國 米國ガ太平洋ニ於テ、現ニ領有シ、又ハ將來取得スルコトアルベキ島嶼タル屬地。但シ(イ)米本國、アラスカ及巴奈馬運河地帯ノ海岸ニ近接スル島嶼(アリニューシヤン諸島は含まず) 並(ロ)布哇諸島ヲ除ク。

之によつて我が國は右指定の諸島を現状維持の制限區域内に入れられたから、築造中であつた砲臺も工事を中止しなければならず、新に軍事的設備を施すことも出来なくなつた。英國の條に在る東經百十度は支那の雷州半島、海南島の中央部及びボルネオ島の西部を通る線であるから、有名な新嘉坡は制限區域外に置かれた。米國の島嶼中此の制限區域内に在るものは、アリニューシヤン諸島、ミッドウエー、ウエーグ、グアム、フィリピン、米領サモアであるが、是等の中の要地には、既に完成した砲臺があり、殊に布哇が制限區域外にあるから、痛痒を感ずることは少からふ。それは兎に角此の協定も西曆一九三六年末まで有効となつて居る。

山東に關する協定 も華盛頓會議の一部ではあるが、日支兩國委員間の協定で、他の委員は之に關係しなかつた。此の協定は十一章二十八條から成立つて居るが、其の主なる點は左の通りである。

- 一、日本は舊獨逸膠州灣租借地及び其の地域に在る一切の公有財産(土地、建物、工場又は營造物)を支那に還付す。
- 二、日本は青島、濟南間の鐵道及び其の支線を、之に附屬する一切の財産(埠頭、倉庫及び他の同種の財産を含む)と共に支那に引渡し、支那は右財産の現實價格を日本に償却す。
- 三、日本は青島、芝罘間及び青島、上海間の海底電線(日本が青島、佐世保間海底電線敷設の爲に利用したる部分を除く)を支那に引渡す。
- 四、青島、濟南間の鐵道及び其の支線に支那の巡警又は軍隊が配置せられたる後、其の地に駐屯せる日本軍隊を撤退す。
- 五、日本は青島及び濟南府に於ける日本軍隊撤退と共に、兩地に在る日本無線電信局を支那に引渡し支那は其の價格に對し公正なる補償を支拂ふ。
- 六、淄川、坊子、金嶺鎮嶺山は支那政府の特許により設立せらるる會社に引渡すべく、同會社の日本

側の出資額は支那側の出資額を超過すべからず。

七、膠州灣沿岸に於て製鹽業に従事せる日本人又は日本會社の利益に對し、支那政府は公正なる補償を支拂ひて之を買収すべく、同沿岸産の鹽は其の一定量を日本に輸出す。

後の話であるが、此の協定によつて日本は大正十一年十二月十日青島を支那に還附して

同地に日本總領事館を開設し、同月十五日青島守備軍司令部を廢して日本軍全部を撤退す

ることとした。尙翌十二年一月一日青島、濟南間の鐵道及び其の支線の引渡式を舉行し、

同月十五日日支合辦の山東鑛山會社を組織するといふ次第で、協定全部を實行した。

以上の外、華盛頓會議に於ては、支那の獨立、領土保全等に關する九國條約及び支那の

歲入増加の目的による關稅改訂條約(九國關係)並に太平洋方面に於ける日、英、米、佛の

屬地、島嶼に關する權利尊重の四國協約も結ばれ、尙我が委任統治の南洋諸島に關する日

米條約なども結ばれた。

尙又此の會議中、英國の全權バルフォアは威海衛を、佛國の全權サローは廣州灣を支那

に還附すと聲明したが、其の後まだ其の實行の様相が見えない。それは兎に角、華盛頓會

議は大正十一年二月六日閉會式を擧げたが、是より先我が全權委員の一人たる徳川公爵は

一月三十日を以て歸朝し、加藤、埴原兩全權は三月十日に、幣原全權は四月十九日に歸朝

復命した。

かくて同年六月十二日高橋内閣に代つて新内閣が組織せられた際、加藤友三郎は内閣總

理大臣兼海軍大臣に任ぜられた。

東伏見宮依仁親王御薨去 東伏見宮依仁親王は夙に御職を海軍に奉じ給ひ、累進して海軍大將とな

らせられた。大正十一年四月英國皇太子が來朝せられた時には、其の接伴長として連日御活動あらせ

られたが、其の後病を發し給ひ、葉山の御別邸に於て御靜養中六月二十六日御危篤に陥らせられ、翌

二十七日東京の御本邸に御歸邸の上、御年五十六歳を以て御薨去あらせられた。宮廷に於ては御發喪

前親王に對して元帥の稱號を賜はり、二十七日より三日間の宮中喪及び二十八日並に御葬儀當日の廢

朝を仰せ出だされた。かくて其の御葬儀は七月三日豊島岡の御墓地に於て、いと壯嚴に行はれた。

伏見宮貞愛親王御薨去 大正十二年一月十日以來千葉縣銚子町外犬吠崎附近の御別邸(瑞鶴莊)に御

避寒あらせられた伏見宮貞愛親王には同月末頃御風氣に罹らせられ、御靜養中二月三日腦溢血の爲に

御重體に陥らせられた。其の報によつて宮中からは侍醫及び勅使を差遣し給ひ、御見舞あらせられた

が、其の甲斐もなく御危篤の儘其の夜東京赤坂紀尾井町の御本邸に御歸邸あらせられ、翌四日御薨去（六十六歳）の御發表があつた。親王は夙に御身を軍職に置き給ひ、御武勳赫々。大正天皇が師佐として御尊敬あらせられた御方であるから、此の日（四日）より五日間宮中喪を仰せ出だされ、尙翌五日並に御葬儀當日は廢朝を仰せ出だされた。かくて其の御葬儀は國葬と定まり、同月十四日豊島岡葬祭場に於ていと厳に行はれ、同御墓地に御埋葬になつた。

我が國の軍備縮少 加藤内閣は財政緊縮の必要を認め、經費節減に着目したが、華盛頓會議の精神に鑑みて、軍備の縮少をも思ひたつた。即ち審議の末、大正十二年四月一日舞鶴軍港及び鎮海（朝鮮）を改めて要港とし、竹敷（對馬）及び永興（朝鮮）の要港を廢した。其の後陸軍に於ても四個師團を減ずることとし、大正十四年三月二十七日第十三師團（高田）、第十五師團（豐橋）、第十七師團（岡山）、第十八師團（久留米）を廢し、第十二師團（小倉）の司令部を久留米に移轉することに確定して之を發表した（同年五月一日施行）。

加藤（友三郎）首相薨去 加藤首相は就職以來海軍大臣を兼ねてゐたが、大正十二年五月十五日其の兼官を解かれ、海軍大將財部彪が海軍大臣に任ぜられた。加藤首相は夙に職を海軍に奉じ、累進遂に海軍大將となつたが、其の間日清戰爭の時には軍艦吉野の砲術長として黄海に奮戦し、日露戰役に當

つては、初め上村艦隊の參謀長として蔚山沖の海戰（明治三十七年八月十四日）に浦潮艦隊を破り、後東郷艦隊の參謀長に轉じ、日本海の大戦に於ける波羅的艦隊撃滅に與つて大いに力のあつた人である。其の後日獨戰爭當時（大正三年）は第一艦隊司令長官として活動し、大正九年九月七日男爵を授けられた。華盛頓會議を終へて歸朝の後、大命を拜受して加藤内閣を組織し、銳意國政に當つてゐたが在職中病を發し、大正十二年八月二十三日危篤に陥つた。宮中に於ては侍醫、侍從を其の邸に遣して其の病狀を見舞はせられ、尙子爵に陞授の上、大勳位、正二位に叙し、元帥の號を賜はつたが、翌二十四日六十三歳で薨じた。其の葬儀は同月二十八日海軍葬によつて行はれ、東京赤坂臺町の覺永寺に葬られた。是より先即ち八月二十五日外務大臣内田康哉が臨時内閣總理大臣に任ぜられたが、此の臨時内閣は八日間しか續かなかつた。

關東の大震災 故加藤首相の葬儀執行日より一週間前、即ち大正十二年八月二十一日第七十號潜水艦が兵庫縣淡路國假屋沖に於て、試運轉中不幸にして沈没した。當局は一刻も早く之を引揚げて其の乗組員を救助しようと努め、連日其の作業に従事したが、一向浮揚らない。爲に天下の耳目が此の引揚作業に集まつたが、茲に關東に一大天災が起つて、全く其の注意を奪つた。

即ち故加藤首相の葬儀より四日後の九月一日午前十一時五十八分四十四秒六關東地方の南部に古來稀なる大地震が起つた。其の震源地は伊豆大島附近の海底であつたから、相模灘及び東京灣の沿岸並に房總半島南部は其の激震地帯に當り、倒潰家屋が頗る多く、之に大火災が伴つた處も少からず、又場處によつては海嘯、山海嘯に襲はれた處もあつた爲に、莫大の死傷者を出し、測り知るべからざる大損害を生じた。房州の館山、北條及び横濱、鎌倉、横須賀、小田原等の市街は殆んど全滅に近い憂き目に遭ひ、東京市街の如きも凡そ三分の二は焼野となつた。幸に家屋の倒潰、火災を免かれたものも、目前數日に亘る火災を見、又頻々たる餘震と様々の流言蜚語に驚かされて殆んど人心地はなかつたのである。かかる際に内閣の交代が行はれて、九月二日伯爵山本權兵衛を首相とする山本内閣が成立した。翌三日關東戒嚴司令部の設置と同時に戒嚴令を布かれ、一時は近衛、第一兩師團全部及び第二、第三、第十三、第十四、第十五各師團の一部が出勤し、警官と協力して震災地の警戒に當つた爲に、人心も漸く鎮靜に向つたが、最初甚だしく流言蜚語に迷はされた當時、各地に組織した自警團は十月中旬まで繼續したものである。九月四日我が皇

室は一千萬圓の救護費を御下賜あらせられ、同月十二日には帝都復興に關する詔書を御下しになつた。其の後日を経るにつれて人心も安定した爲、十一月十五日戒嚴令を解かれた。關東地震に於ける人畜の死傷及び其の他の損害は之を正確に知ることは出来ないが、古今未曾有の大損害で、日清、日露、日獨三役合計の損害よりも尙遙に大なる被害を見たのである。東京市のみに於ける全焼家屋が約三十七萬、死者は七萬人以上に上つたといふことである。其の内約三萬八千人は本所被服廠址の避難先で焼死したのであるから、特に悲惨な光景を呈したのである。斯様な次第で激震地帯は一時どう成り行くかと氣遣はれたが内外各地の同情と土地の人々の奮發によつて、次第に復興しつつあるが、此の時に受けた打撃が全く除かれるまでには、今後尙餘程の年數がかかるであらふ。さて前に口走つた第七十號潜水艦は十月十八日に至つて引揚げる事が出来たが、沈没後殆んど一箇月の時日を経たのであるから、遺憾にも乗組員は全部悲壯な最期を遂げてゐたのである。

國民精神作興に關する詔書下る

關東震災地に於ける戒嚴令が解かれた日より四日前

即ち大正十二年十一月十日國民精神作興に關する左の詔書が下つた。國民は恐懼感激深く自らを戒めて聖旨に副ひ奉らんことを期した。

朕、惟フニ、國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ。之ヲ涵養シ、之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセザルベカラズ。是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ、國體ニ基キ、淵源ニ溯リ、皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揭ゲテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ、後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ、信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ。是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非ザルナシ。爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ、以テ國家ノ興隆ヲ致セリ。朕、即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ詔述ヲ思ヒシニ、俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ。

輒近學術益々開ケ、人智日ニ進ム。然レドモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ、輕佻詭激ノ風モ亦生ズ。今ニ及ビテ時弊ヲ革メズムバ、或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル。況ヤ今次ノ災禍甚大ニシテ、文化ノ紹復、國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヤ。是レ實ニ上下協贊振作更張ノ時ナリ。

振作更張ノ道ハ他ナシ。先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉グルニアルノミ。宜ク教育ノ淵源ヲ崇ビテ智德ノ拉進ヲ努メ、綱紀ヲ肅正シ、風俗ヲ匡勵シ、浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ、輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ、人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ、公德ヲ守リテ秩序ヲ保テ、責任ヲ重ンジ節制

ヲ尙ビ、忠孝義勇ノ美ヲ揚ゲ、博愛共存ノ誼ヲ篤クシ、入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ、産ヲ治メ、出デテハ一己ノ利害ニ偏セズシテ力ヲ公益世務ニ竭シ、以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮、社會ノ福祉トヲ圖ルベシ。朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ、彌々國本ヲ固クシ、以テ大業ヲ恢弘センコトヲ冀フ。爾臣民其レ之ヲ勉メヨ。

御名御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

各 大臣 副署

願れば歐洲戰爭の中頃以來、我が國民中には一時の好景氣と健實ならざる思想に左右せられて、驕奢享樂を事として耻ぢざる者が少くなかつた。心ある者が皆眉を顰めて世を憂ひつつある時に當つて、關東の大震災が起つた。國民は是を一種の天譴と心得、禍を轉じて福となす道を講ぜんとしつつある時に當り、此の詔書を拜讀して感激恐懼措く所を知らず、聖旨を奉體して其の實行を期し奉る外はなかつたのである。

内閣の交迭 山本内閣は成立以後半年に滿たずして交迭することとなり、大正十三年一月七日子爵清浦奎吾を首相とする清浦内閣が成立した。清浦子爵は曩に山縣有朋薨去(大正十一年二月一日)の後

を承けて樞密院議長たりし人。今や轉じて内閣總理大臣に任ぜられた。爲に子爵濱尾新が代つて樞密院議長に任ぜられた。



第七十八章 我が皇室の御繁榮及び長慶天皇の御確認

第七十八章 我が皇室の御繁榮及び長慶天皇の御確認

秩父宮家御創立 話が一時前に戻るが、我が皇室に於て、新に宮家を御創立あらせられたことを述べる。大正天皇第二の皇子淳宮雅仁親王には大正十一年六月二十五日を以て、御成年式を擧げさせられることとなつたが、此の日宮中に於ては、勅使を赤坂表町なる皇子御殿に御差遣の上、親王に對して秩父宮の御稱號は賜はる旨の御沙汰を傳へさせられた。親王は此の御沙汰御拜受の後御參内 賢所大前に於ていと嚴かに御成年式を行はせられ、宮内大臣(牧野伸顯)は官報號外を以て「今二十五日雅仁親王殿下ニ秩父宮ノ稱號ヲ賜ハル」との旨を天下に發表した。此の日は秩父宮の御誕生日であると同時に、芽出度い地久節。新宮號は武藏の名山の名を御採用あらせられたものである。國民は此の御盛儀を拜聞して、只管我が皇室の御隆昌を御祝ひ申した。

皇太子裕仁親王の御成婚 秩父宮家御創立に先だつこと數日即ち大正十一年六月二十日を以て、天皇は皇太子裕仁親王と久邇宮良子女王との御婚儀に對して御勅許あらせられ、

同年九月二十八日御納采の御儀を行はせられたる日を以て、宮内大臣(牧野伸顯)は始めて御婚約のことを公表した。かくて大正十二年の秋に至らば御成婚あらせらるべき御豫定の下に、諸般の御準備を進めさせられた。然るに同年九月一日關東に大震災があつた爲に、親王の畏き御思召によつて御延期あらせられ、大正十三年一月二十六日の吉日を卜して、芽出度御結婚の盛儀を擧げさせられた。此の日は空麗に晴れて慶風萬里。東京市を始めとして奉祝の賀表を奉るものは其の數を知らず、津々浦々に至るまで、奉祝の盛意を捧げ奉つたが、當日全國の學校で歌つた奉祝唱歌の歌詞は左の通りである。

今日しも擧げますかしこき御典。喜びことほぐ我等の聲は、野山を動かし、みそらに満ちて、世界のはてまで響きぞわたる。祝へ、祝へ、今日の佳き日。
國民こそぞりて仰ぎまつる、千代田の大宮御榮。まして、御國の礎萬代かたく、我等が幸こそきはまりなけれ。祝へ、祝へ、今日の佳き日。

此の日宮中に於ては、御成婚の慶福を御頒ちあらせられる御思召によつて、社會事業功勞者の表彰を行はせられた上、私設社會事業助成金百萬圓、兒童就學獎勵基金百萬圓、殖民

地兒童就學獎勵基金二十九萬圓を御下賜あらせられ、東京市には舊芝離宮、猿江御料地、上野公園を、京都市へは京都帝室博物館を御下賜になつた。尙其の上恩赦の詔書を下して減刑の事を行はしめられた。彼の中岡良一が有期二十年に減刑せられたのは此の恩典に浴したのである。尙二月十一日の紀元節に當つて、贈位及び叙位、叙勳等の恩賞を行はせられたが、之も御成婚の御慶びを古今の偉人、功勞者に頒たせ給ふ大御心によるのである。其の後宮中に於ては同年五月三十一日より數日に亘つて御成婚の御祝宴を催され、東京市は六月五日御成婚奉祝會を擧行した。之より數日の後即ち同月十一日内閣交迭が行はれて子爵加藤高明を首相とする加藤内閣が成立した。

公爵松方正義薨す 此の年七月二日公爵松方正義が九十歳を以て薨じた。公は明治以來の元勳で、屢々大臣にもなり、内閣總理大臣にも任ぜられた。晩年に至り内大臣に任ぜられ(大正六年五月二日)之を辭して(大正十一年九月十八日)後は、靜に餘生を送つてゐたが、終に病に罹つて薨じた。危篤の事が天聽に達して従一位に叙せられ、其の葬儀は同月十二日國葬によつて芝三田の本邸に行はれ、青山墓地に葬られた。

普通選舉法公布 衆議院議員の選舉法を改正して所謂普通選舉にすべしといふ説は、明治三十六年

以來政界の懸案で、幾度も議會の問題となりながら其の通過を見なかつた一大宿題であつた。然るに加藤内閣は大正十四年二月普通選挙法案を議會に提出し、三月二十九日に至つて兩院の通過を見た。此の法案は原則として年齢二十五歳以上の帝國臣民たる男子は衆議院議員の選挙権を有し、又三十歳以上の帝國臣民たる男子は被選挙権を有することとするもので、選挙資格中から全く納税要件を廢除したのである。通例之を「普選」と呼んで居るが、同年五月五日を以て公布せられた。

伯爵平田東助薨す 平田東助は夙に官界に身を投じ、農商務大臣、内務大臣にも任ぜられた人である。大正十一年九月十八日松方正義に代つて内大臣に任ぜられ、同十四年三月三十日病によつて之を辭し（其の後任は牧野伸顯）、返子に於て静養してゐたが、危篤の際正二位に叙せられ、四月十四日七十七歳で薨じた。東京市九段下牛淵に其の銅像がある。

大婚二十五年の御祝典 願れば大正天皇がまだ東宮にましまし、其の妃として公爵九條道孝（明治三十九年一月四日薨す）第四の御女（御名は節子）を迎へさせられたのは、實に明治三十三年五月十日であつた。茲に當時の世態の一端を回顧すれば、此の頃は我が國に飛行機もなく、自動車もなく、無線電信局もなかつた。東京市の銀座の真中を乗合の鐵道馬車が走つてゐたのであるから、鐵筋混苦利土のビルディングもなければ、無論ラヂオもなかつた。爾

來年移り、物變つて大正十四年五月十日は御大婚後正に二十五年を経過し、所謂銀婚の御式日に相當する爲に、此の日宮中に於ては大婚二十五年の祝典を擧げさせられた。即ち先づ宮中三殿に御奉告の祭儀を行はせられ、次いで文武の大官及び外國使臣を召させられ、豊明殿に於て御祝宴を開かせられた。國民は過去二十五年間に於ける我が國の著しき發展を追懷して、御聖徳を仰ぎ奉り、皇室の御繁榮、國家の隆昌を祈つて已まず、東京市は馬場先門に奉祝門を建て、花電車、花自動車を運轉し、東京放送局は時の内務大臣若槻禮次郎及び宮内大臣一木喜徳郎を煩して、御聖徳に關する講演を放送した。當日宮城前に參集して奉祝の誠意を表した民草は其の數を知らず、正午の人出は實に二十萬人を超え、晝は旗の波、夜は提灯の波の壯觀を呈したのである。

城崎地震 大正十四年五月二十三日午前十一時十分、兵庫縣下朝來川の下流地方（城崎郡）から京都府下なる久美濱灣沿岸地方（熊野郡）にかけて一大激震が起つた。之が爲甚だしい損害を受けたのは城崎熊野二郡十八箇町村で、死者三百六十四名、負傷者四百九十三名を出し、倒潰家屋は六百四十三戸、半潰家屋は千〇六十戸、燒失家屋は千七百十五戸に達した。其の中殊に被害の甚だしかつたのは、城

崎郡の豊岡、城崎兩町で、豊岡町の總戸數二千七百七十八戸の内、全潰家は二百十三戸、半潰家は二百四十戸、焼失家は千戸に上つた(町内の死者は八十一名、負傷者は百五十一名)。又城崎町の總戸數七百二戸の内五百四十八戸は焼失せ、町内の温泉地帯は殆んど全滅した(町内の死者は二百三名、負傷者は九十一名)。爲に此の地震を城崎地震といひ、又北但地震ともいふ。今城崎町藥師堂脇に、北但地震火災殉難者精靈塔といふ供養塔があるが、其の除幕式は翌十五年五月二十三日(震災一周年記念の日)に行はれたのである。

秩父宮の御渡歐 曩に秩父宮家を起させられたる秩父宮雍仁親王には御父母兩陛下の御大婚二十五年御祝典の當日陸軍歩兵中尉に御昇進あらせられ、其の翌日(五月十一日)秩父山中なる三峯神社に御參拜あらせられた。之は當時既に英國に御留學あらせられることに定まつてゐたから、宮の宮號に關係の深い名山の守護神に御奉告の爲であつた。かくて宮には同月二十四日東京御出發、横濱に於て軍艦出雲に御搭乗あらせられ、御兄君攝政宮を始め奉り、官民多數の御見送を受けさせられた上、波路遙けく英國に向つて御出港あらせられ、七月七日倫敦に御安着あらせられた。

濱尾樞密院議長薨す 子爵濱尾新は兵庫縣豊岡の舊藩士。文部大臣、東京帝國大學總長(總長たる

こと二回)、東宮大夫、東宮御學問所副總裁等に歴任し、大正十三年一月十三日樞密院議長に任せられた。然るに同十四年九月二十四日不慮の奇禍に罹つて大火傷を負ひ、東京帝國大學病院に入つて治療を受けたが、其の甲斐なく翌二十五日七十七歳を以て薨じた。危篤の事天聽に達するや、宮中に於ては特に其の功勞を思召され、従一位に叙せられた。其の葬儀は東京帝國大學講堂に於て行はれ、染井の墓地に埋葬せられた。

照宮成子内親王御誕生 大正十四年十二月六日攝政宮第一の御子として内親王が御誕生あらせられた。かくて同月十二日其の御名を成子と命ぜられ、照宮と稱せられる旨の發表があつた。此の御稱號は周易の「日月得天而能久照、四時變化而能久成」といふ句によつて御選定あらせられたものだといふことである。上下舉つて我が皇室の御繁榮を祝し、益々御隆昌ならんことを祈つて同十五年を迎へた。

加藤(高明)首相薨す 大正十五年一月二十八日内閣總理大臣加藤高明は六十七歳を以て薨じた。危篤の報が天聽に達するや、多年政界に貢献した功勞によつて、伯爵に陞授せられ、正二位、大勳位に叙せられ、尚菊花大綬章を授けられた。當時第五十一議會の開會中であつたが、議會は四日間停會となり、内務大臣若槻禮次郎が臨時内閣總理大臣兼任を命ぜられた(二十八日)。かくて同月三十日改めて

若槻は内閣總理大臣に任ぜられ、茲に若槻内閣が成立した。其の後故加藤首相の葬儀は二月二日青山齋場に於ていとも壯嚴に行はれた。

穂積樞密院議長薨す 故濱尾新子爵の後を受けて樞密院議長に任ぜられたのは法學博士男爵穂積陳重である。男は伊豫宇和島の舊藩士、弱年東京に上つて法學を研究し、明治九年先づ英國に留學を命ぜられ、同十二年に至つて更に獨逸に留學を命ぜられた。其の英國留學中、在學せる大學の懸賞論文に應じて第一等に當選し、當時眼中に日本人なき英人をして舌を卷かせた人である。同十四年歸朝後長く東京帝國大學に教鞭を執つて遂に法科大學長となり、更に後には帝國學士院長となつた。其の男爵を授けられたのは大正四年十二月一日であるが、之は男が多年學界に貢献した功が認められた爲である。同十四年十月一日樞密院議長に任ぜられたが、翌十五年四月七日七十二歳で薨じた。爲に同月十二日倉富勇三郎が樞密院議長に任ぜられた。

長慶天皇の御在位御確認 大正十五年十月二十一日左の詔書が下つて、長慶天皇を御歴代中に加へ奉ることとなつた。

朕、惟フニ、長慶天皇在位ノ事蹟ハ史乘ノ記述審ナラザルモノアリ。今ヤ在廷ノ臣僚ニ命ジ、深究精覈セシメ、其ノ事蹟明瞭ナルニ至レリ。乃チ大統中同天皇ヲ後村上天皇ノ次ニ列ス。茲ニ之ヲ宣示ス。

御名御璽

攝政名

宮中に於ては、翌二十二日宮中三殿に御親告あらせられ、尙伊勢の神宮、畝傍御陵及び桃山御陵には勅使を以て御奉告あらせられた。

史籍を見れば、大日本史は夙に長慶天皇の御在位を認めてゐたが、其の後反對の意見を發表した人も少くはなく、爲に長く史學界の問題となつてゐた。然るに八代文學博士(名は國治)の著「長慶天皇御即位の研究」が出て、其の御即位を否認することが出来なくなつた。同博士は大正十三年四月一日に亡くなつたが、此の研究によつて死後學界最高の名譽たる恩賜賞を受けたのである。そこで宮内省に於ては臨時御歴代史實考查委員會に諮問し、同會は慎重に精査審議の末、御在位疑なきことを立證した。乃ち樞密院に御諮詢あらせられた上、始めて長慶天皇を大統に列せさせられたのである。かくて同月二十三日故八代博士に對して、御紋章入銀製花瓶及び金一封を御下賜あらせられ、尙此の研究に關係した他の人々にもそれ／＼御下賜品があつた。

皇室令の公布 長慶天皇御在位御確認に關する詔書と日を同じうして(十月二十一日)、皇室令(皇統訓令、皇室儀制令、皇族就學令、皇族後見令、皇族遺言令、皇室葬儀令、皇室陵墓令)が公布せられたが、其制定に與つた皇室制度審議會關係者及び臨時御歴代史實考查委員會關係者に對しては、同月二十八日論功行賞が行はれた。樞密院議長倉富勇三郎、同副議長平沼騏一郎及び樞密顧問官富井政章に男爵を授けられたのは此の時である。



第七十九章 大正天皇の崩御と今上天皇の踐祚

天皇御發病 大正天皇には曩に(大正十年十一月二十五日)攝政を置き給ひ、御心靜に御靜養あらせられたる爲にや、時に腦貧血様の御發作を拜することはあつても、程なく御本復あらせられるのが常であり、大正十五年八月十日葉山御用邸に行幸あらせられた時の如きも御氣色は誠に麗しく、別段御疲勞の御模様もあらせられず、其の後九月十一日腦貧血様の御症狀を拜したが、直ちに御回復あらせられたといふことである。斯様な御容體を漏れ承はる度に、國民は只管其の御本復を祈り、再び萬機を親らし給ふ日を待ち奉つた。然るに此の年十月二十七日より御體温が高くならせられ、御睡眠勝で、御食氣も減少、二十九日に至つて氣管枝炎の御症狀を發せさせられたといふことである。爲に攝政宮には親しく御統裁あらせらるべき秋季大演習への御行啓を御見合せあらせられ、閑院宮載仁親王を御名代として差遣はされた。其の後天皇の御病狀には著しき御變化なく、御食氣の如きは稍御回復あらせられた。然るに十一月二十四日より輕微な御咳及び少量の御咯痰あら

せられ、十二月八日御右胸に氣管枝肺炎の御症状を拜し奉る様にならせられた。

攝政宮葉山に御行啓 天皇の御不例重らせ給ふと聞かせられて、攝政宮には十二月十三日妃宮と共に葉山に行啓あらせられ、親しく御見舞あらせられた。翌日は御還啓の御豫定であつたが、日夜御看護の御思召を以て當分葉山に御滞在あらせられることとなり、各皇族宮を始め、文武の大官も伺候して御見舞申上げ、葉山は全く憂色に包まれた。國民は憂懼措く所を知らず、思ひくゝに或は神明の加護を祈り、或は折柄の寒天をも厭はず水垢離を取つて御平癒を祈つてゐたが、十七日には全國一齊に御平癒祈願祭を行ふに至つた。

天皇御崩御 天皇の御不例以來皇后宮には殆んど御寢食を忘れて御看護に當らせられ、御重態にわたらせられてからは、東宮妃宮及び内親王の方々と共に徹宵御枕邊に御奉侍御看護あそばされた。其の後天皇の御病狀は時に御少康を得させられたこともあつたが、二十四日の夜に入つて後御容體御急變あらせられ、二十五日午前一時二十五分御年四十八歳にして崩御されました。悲雲全國を蔽うて、上下慟哭哀愁の極に沈んだ。

今上天皇の御踐祚 大正天皇崩御の後、攝政宮皇太子裕仁親王は、皇室典範の明文に

從ひ、直ちに葉山御用邸に於て御踐祚あらせられ、祖宗の神器を承けさせられて、第二百一十四代の天皇とならせ給ひ、同妃宮は皇后に立たせられ、先帝の皇后宮は皇太后と仰ぎ奉ることとなつた。

即ち改元の詔書を下させられ、大正十五年十二月二十五日以後を改めて昭和元年と爲し給ひ、二十五日より三十日までの廢朝及び歌舞音曲の停止を仰せ出ださせられた。昭和は書經堯典の「百姓昭明協和萬邦」の句から出て居る文字で、誠に芽出度い年號である。尙此の日（二十五日）大喪使の任命があつたが、大喪使總裁は大勳位功二級閑院宮載仁親王、同長官は宮内大臣一木喜徳郎、同次官は内閣書記官長塚本清治、宮内次官關屋貞三郎であつた。

かくて同月二十七日新帝には皇后宮と共に、午後三時二十分逗子驛發の列車に召させられ、同四時三十五分東京驛御着の上、宮城に御還幸あらせられ、先帝の御靈柩は皇太后宮の御附添ひで、同日午後五時三十五分逗子驛御發、同七時五分原宿驛御着、それより御馬車に召させられ同八時宮城に還御あらせられた。

翌二十八日新帝には文武の大官を宮中に召させられ、正殿に於て朝見の御式を擧げさせ給ひ、左の勅語を下させられた。

朕、皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ、萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ、帝國統治ノ大權ヲ總攬シ、以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ。舊章ニ率由シ、先徳ヲ奉修シ、祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシムコトヲ庶幾フ。

惟フニ、皇祖考叙聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ、内文教ヲ敷キ、外武功ヲ耀カシ、千載不磨ノ憲章ヲ頒チ、萬邦無比ノ國體ヲ章クセリ。皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ、殫志ヲ繼明ニ尙クス。不幸中道ニシテ聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス。遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ罔シ。但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスベカラズ、萬機ハ一日モ之ヲ廢スベカラズ。哀ヲ銜ミ、痛ヲ懷キ、以テ大統ヲ嗣ゲリ。朕ノ寡薄ナル唯 兢兢トシテ負荷ノ重キニ任ヘザランコトヲ之レ懼ル。

輒近世態漸ク以テ推移シ、思想ハ動モスレバ輒舍相異ナルアリ。經濟ハ時ニ利害同ジカラザルアリ。此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ着ケ、舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ、國本ヲ不拔ニ培ヒ、民族ヲ無疆ニ蕃クシ、以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムベシ。

今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ、人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル。則チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ。日ニ新ニスルニ在リ。而シテ博ク中外ノ史ニ徴シ、審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ、進ムヤ其ノ序ニ循ヒ、新ニ

スルヤ其ノ中ヲ執ル。之レ深ク心ヲ用フベキ所ナリ。

夫レ浮華ヲ斥ケ、質實ヲ尙ヒ、模倣ヲ戒メ、創造ヲ勵メ、日進以テ會通ノ運ニ乗ジ、日新以テ更張ノ期ヲ啓キ、人心惟レ同ジク、民風惟レ和シ、汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ベ、永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト、是レ朕ガ軫念最モ切ナル所ニシテ、不顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徴ニシ、不承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス。右司其レ克ク朕ガ意ヲ體シ、皇祖考暨ビ皇考ニ效セシ所ヲ以テ朕ガ躬ヲ匡弼シ、朕ガ事ヲ獎勵シ、億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ。

内閣總理大臣若槻禮次郎は、恭しく進んで勅語を拜受し、左の奉答文を奏した。

臣禮次郎誠惶誠恐伏シテ言ス、大行天皇粹ニ晏駕アラセラレ、臣民憂懼哀痛措ク所ヲ知ラズ。今、敬聖文武ナル天皇陛下大統ヲ繼ガセラレ、茲ニ堂訓ヲ下シ給ヒ、祖宗ノ德業ヲ繼述シ、國民ノ慶福ヲ増進シ、以テ先朝ノ宏謨ヲ發揚センコトヲ宣示セサセ給ヒ、世局ノ進運ヲ察シ、時勢ノ趨向ニ鑑ミ、國民ノ嚮フベキ所ヲ昭示セサセ給フ。聖慮深遠臣等感激ノ至リニ勝ヘズ。日夜惕厲一意明訓ヲ奉體シ、報効ノ誠ヲ致シ、以テ聖旨ニ答ヘ奉ランコトヲ誓フ。臣禮次郎誠惶誠恐頓首謹ンテ奏ス。

さて、此の月二十六日開院した帝國議會は此日御大喪費(二、九八九、一五一圓)を可決し、

一月十五日まで休會することとなつた。かくて全國悲哀の裡に昭和元年を送り、寂しく同二年を迎へた。

武藏陵墓地と多摩陵 昭和二年一月三日宮内大臣は宮内省告示を以て、東京府南多摩郡横山村、浅川村、及び元八王子村所在御料地内に、皇室の御陵墓地を設定し、之を武藏陵墓地と稱する旨を公布し、尙同日大行天皇の御陵所を武藏陵墓地の内、横山村大字下長房字龍ヶ谷戸とする旨を公布した。之は前年十月二十一日公布の皇室陵墓令に「將來ノ陵墓ヲ建營スベキ地域ハ、東京府及ビ之ニ隣接スル縣ニ在ル御料地内ニツキ、之ヲ勅定ス。」とある條文に基づいて決定せられたものであり、龍ヶ谷戸の御陵所は後に多摩陵と御命名あらせられた。

御大喪期日の確定 御大喪儀の期日に就いては、一月三日宮中に開かれた大喪使評議會に於て協議し、御裁可を経た上、翌四日其の日を二月七日、八日と定めさせられ、御大喪儀を新宿御苑内に行はせられる旨を發表せられた。

大正天皇の奉悼歌 文部省に於ては、御大喪の當日全國各種の學校に於ける奉悼式に用

ふべき奉悼歌の歌詞を東京帝國大學名譽教授文學博士芳賀矢一に作らしめ、其の曲を東京音樂學校に作らせた。其の歌詞は左の通りで、一月六日に發表せられた。

- 一、地にひれふして天地に、祈りし誠いれられず。
- 日出づる國の國民は、あやめもわかぬ闇路ゆく。
- 二、大葬の今日の日に、流るる涙はてもなし。
- 更衣の空春浅み、寒風いとど身にはしむ。

餘談に亘るが、右歌詞の作者芳賀博士は御大喪儀の前日(二月六日)六十一歳で薨じた。

秩父宮の御歸朝と先帝の御追號 豫て英國オックスフォード大學に御留學中であらせられた秩父宮には御父帝御不例の急電を受けさせられ、前年十二月二十二日英國御出發、米國御經由で御歸朝の途に就かせられた。御道中太平洋に於ては屢々暴風に御遭遇あらせられたが、少しも御疲勞の色を示し給はず、昭和二年一月十七日午後零時四十分我が郵船サイベリヤ丸(船長は伊藤駿兒)で横濱に御安着あらせられた。即ち御弟君なる高松宮を始め、數多の文武官の御出迎へによつて御上陸あらせられ、同四時四十五分東京驛御着の上、宮

城に向はせられた。御出迎へ申した者は、左腕に纏はせられたる御喪章と御哀愁の御顔を拜して、暗涙を浮かべざるを得なかつたのである。さて大行天皇の御追號は、宮の御歸朝より二日後（十九日）大正天皇と御勅定あらせられ、二十日御發表になつた。

大正天皇の御大喪 昭和二年二月七日、八日は大正天皇の御大喪儀を行はせ給ふ日。兩日共に廢朝、歌舞音曲停止を仰せ出だされ、尙七日には恩赦詔書及び御内帑金百五十萬圓御下賜の勅語を下し給はつた。此の日勅令を以て大赦令、減刑令、復權令が公布せられ、即日施行せられたが、之は恩赦の詔書に基づいたものである。又御内帑金百五十萬圓は慈惠救濟資として全國に御下賜あらせられたもので、委任統治の我が南洋も其の恩典に浴したるのである。

さて、七日は御大喪儀の第一日である。此の日午後五時半先帝の御靈柩は一月五日以來安置せられたる宮城内の殯宮を出で立たせられ、御車寄の御輻車に奉安せられた上、同六時悲しくも新宿御苑内なる葬場殿に向つて御發引あらせられた。聖上及び皇太后などの御方々は葬場殿に御先着の上、御輻車を迎へさせ給ふこととなつてゐた爲に、聖上御名代と

して秩父宮が御輻車に隨はせられ、御鹵簿肅々葬場殿に向はせられた。沿道約二里に達する間に群がる奉送者は凡そ百五十萬人と稱せられたが、音も悲しき御車を拜して哀悼の涙を拭ひ、いと靜肅に奉送し、東京中央放送局は、特別の設備を施して、御葬列の音響其の儘を放送した。

御輻車は午後八時半葬場殿に奉安せられ、神ながらの古式に則る御葬儀が行はれ、聖上には左の御誄を御奉讀あらせられた。

御名 敬ミテ
皇考ノ神靈ニ白ス。恭シク惟ルニ
皇考位ニ在シマスコト有五年。深仁厚澤人心ヲ感孚シタマヘリ。一朝不豫久キニ彌リテ瘳ヘタマハズ。其ノ大漸ヲ傳フルニ當リテハ、遠近爭ヒテ神祇ニ禱リ、其ノ大行ヲ聞クニ及ビテハ億兆考妣ヲ喪フガ如シ。嗟乎小子正ニ諒闇ニ在リ。梓宮ヲ拜シテ音容ヲ想ヒ、殯宮ニ候シテ涕淚ヲ灑グ。茲ニ大喪ノ儀ヲ行ヒ、哭イテ靈柩ヲ送りマツラントス。今ニ感ジ、昔ヲ懷ヒ、哀慕何ゾ已マン。嗚呼哀哉。
午後十一時一聲のラッパを合圖に參列八千の諸員は總員起立、先帝に對して最後の最敬禮を奉ること一分間、全国各地の國民も同時刻を期し、葬場殿に向つて遙拜し奉つた。

そがて御靈柩は千駄谷假停車場なる御靈柩列車に移御あらせられ、多摩陵に向はせられたが、秩父宮には聖上御名代として御靈柩に御奉侍あらせられた。

御靈柩列車は八日午前一時五十分東浅川假停車場に御着。御靈柩は慈華輦によつて多摩陵に移され、茲に御葬歛の儀が行はれたが、同六時に至つて全く終了した。乃ち秩父宮には大喪使總裁閑院宮と共に同八時二十五分新宿驛着の列車で御歸京あらせられ、直ちに當時聖上のましました赤坂離宮に參殿して、御葬歛終了のことを御報告あらせられた。諸外國に於ても、御大喪の當日或は遙拜式を行ひ、或は追悼會を開いて、それ〴〵弔意を表したものであるが、英國に於いては二月九日ウエストミンスター、アペーに於て特に鄭重に行はれた。即ち當日は皇帝御名代、皇太子御名代及び首相以下各大臣並に倫敦市代表等が列席して嚴肅な式を舉行したのである。

新宿御苑の葬場殿は二月九日から三月七日まで、多摩御陵は二月十三日から四月四日まで、御大喪當時其の儘にして一般の拜觀を差許された。此の間は晴雨に拘はらず遠近各地からの參拜者が引きもきらず、毎日萬を以て數ふる參拜者があつたのであるが、多い日に

は凡そ八萬人を數へたのである。是は全く大正天皇の御遺徳を慕ひ奉る國民が國內に満ちて居る一證で、浅川驛から御陵に至る沿道には、急に參拜者あての商店、飲食店が軒を並べる様になつた。

明治節の御制定 昭和二年三月三日明治節御制定の詔書が下つた。是より先我が帝國議會は一月二十五日明治天皇の御聖徳を永久に記念し奉らんが爲に、其の御誕生日なる十一月三日を明治節となさんとする建議案を上程し、満場一致の可決を見たが、茲に天皇は左の詔書を下させられて明治節を御制定あらせられた。

朕が皇祖考明治天皇盛徳大業夙ニ曠古ノ隆運ヲ啓カセタマヘリ。茲ニ十一月三日ヲ明治節ト定メ、臣民ト共ニ永ク天皇ノ遺徳ヲ仰ギ、明治ノ昭代ヲ追憶スル所アラントス。

御名 御璽

昭和二年三月三日

實に明治天皇は絶世の英資を以て、夙に維新の大業を遂げさせられ、開國進取の國是を定めて内に立憲政治を創め給ひ、外に友邦との交誼を敦くして國際の和平を圖らせられ、

其の間百般の制度を整へ、教育を盛にし、産業を興して曠古の隆運を開かせられた大帝である。今や特に明治節を制定し給ひて、大帝の御遺徳を永久に記念し奉るべき道を啓かせられた。聖慮深遠誠に感激の至りである。

回顧すれば我が國は、開國以來茲に僅かに約七十年。國土も廣からず天恵も又豊とはいはれない。然るに今や五大國の一として世界に重きを爲して居る。之は全く尊嚴無比なる我が皇室が、夙に國民をして國體の本義を知らしめ給ひ、協力一致國家の富強を圖らしめさせられた賚。換言すれば我が皇室の御指導と、之を仰ぎ奉る國民の忠誠とによる結果で、我が國最大最貴の誇である。由來誇を過去にのみ有する國は榮えるものではない。我々日本國民は誇を過去に有すると同時に、之を現在に保ち、更に將來に持續することを期し、光輝ある我が國史を永久無限に意義あらしめなければならぬ。

奥丹後地震 昭和二年三月七日午後六時二十分近畿地方に大地震が起つた。其の震動も被害も、前々年の城崎地震よりは遙に強かつた。被害の特に甚だしかつたのは、京都府下丹後の奥丹中、竹野三郡であるから、城崎地震の際に於ける激震地帯の東に隣れる地方である。即ち丹後縮緬の主

産地として有名な地方一帯が大損害を蒙つたので、網野、峯山など鄉村斷層に沿ふ地方及び加賀、山田、岩瀧など山田斷層に沿ふ地帯には殆んど全滅の憂き目を見た町村が少くない。何分にも激烈な震動が急激に起つたのであるから、身を以て逃れることすらも困難で、死傷者、倒潰家屋なども頗る多かつた。京都府の調査によると、前記三郡及び熊野郡の死者合計は五千七百五十六人、負傷者は一萬五千百七十七人、全潰家屋は九千六百四十八戸、全燒家屋は一萬二千九百四十八戸に上つたのである。關東地震や城崎地震と違つて、嚴寒中の大地震であつたから、罹災者の困難は實に名狀し難いものであつたに相違ない。由來日本は地震國。古來屢々大震災に遭つて居る。明治二十五年(濃尾地震のあつた翌年)六月二十七日震災豫防調査會の官制が公布せられてから後、震災輕減の方法及び地震に關する研究が次第に進歩して、今や我が國は地震學に於ては世界に重きを爲して居る。我が地震學者の間には地震研究の設備を完全にさへすれば、地震を豫知し得る善だとの自信があるといふことであるが、それには莫大な金を要するから、其の實行が困難である。よし大地震を豫知し得たとしても、勿論全く損害を免れることは出来ないものであるから、家屋の構造、敷地の良否などに注意し、又大震の場合には火災の作はない様に意を用ひて、震災を輕減することに努力しなければならぬ。

國史美談現代史 卷一 終

年表



第一二三代 明治天皇めいじてんこう……御在位四十六年
 慶應……一・慶應三年正月九日御踐昨
 明治……四五・明治四十五年七月三十日御崩御

年	重要なる事柄	紀元年數
明治三年	普佛戰爭始まる。	二五三〇
同 四年	一月十八日ウイルヘルム一世獨逸皇帝となる。二月二十六日ベルサイユ假條約調印。	二五三一
同 十一年	三月三日サンステファノ條約調印。六月十三日より七月十三日まで伯林會議あり。	二五三八
同 十二年	十月七日獨逸同盟條約成る。	二五三九
同 十四年	五月十二日佛國チュニスを保護國とす。	二五四一
同 十五年	五月二十日伊太利は獨逸、埃と別々に同盟條約を結ぶ。	二五四二
同 二十二年	二月十一日憲法發布。	二五四九
同 二十三年	三月十八日ビスマルク辭職す。十一月二十九日第一回帝國議會開會。	二五五〇

附錄 年表

同 二十九年	八月二十八日伊太利は佛國のチヌニス保護を承認す。	二五五六
同 三十年	十月十二日朝鮮國號を韓と改む。	二五五七
同 三十一年	一月十九日元帥府設置。二十日小松宮彰仁親王、山縣有朋、大山巖、西郷從道元帥に任ぜらる。二月二十四日大院君薨す。三月六日獨逸の膠州灣租借條約調印。二十七日露國の關東州租借條約調印。十一月二十一日伊佛通商條約を結ぶ。五月十八日第一回萬國平和會議を開く(七月二十九日まで)。七月十日明治天皇東京帝國大學に御行幸(第一回)。	二五五八
同 三十二年	五月十日皇太子嘉仁親王御結婚。此の年伊佛兩國トリポリ條約を結ぶ。	二五五九
同 三十三年	一月三十日日英同盟條約調印。	二五六〇
同 三十五年	二月四日日露國交斷絶。二十三日日韓議定書調印。四月八日英佛協商成る。七月十一日明治天皇東京帝國大學に御行幸の上、教育に關する御沙汰書御下賜。八月二十二日日韓國の財務、外交の顧問に關する日韓協約調印。	二五六二
同 三十七年	四月一日韓國通信機關委託取極書調印。七月三十一日我が軍樺太を占領す。八月十二日日英同盟條約改訂。十三日我が船舶の韓國沿海内河航行約定書調印。二十三日樺太民政署を置く。九月五日日露講和條約調印。十月九日北緯五十度以北の樺太を露國に引渡す。十一月五日伊藤博文京城に向つて東京出發。六日小村壽太郎清國に向つて東京出發。九日伊藤博文京城着。十七日韓國の外交權委任に關す	二五六四
同 三十八年		

同 三十九年

同 三十九年	る日韓協約調印。十二月二日在倫敦帝國公使館を大使館とす。四日在東京英國公使館を大使館とす。九日伊藤博文朝鮮より歸京。二十一日統監府及理事廳官制公布。樞密院議長伊藤博文統監に轉じ、山縣有朋樞密院議長となる。二十二日滿洲に關する日清條約調印。	二五六五
	一月一日小村壽太郎清國より歸京。四日公爵九條道孝薨す。七日西園寺内閣成立し、小村壽太郎外務大臣を免ぜらる。此の日米國及び獨逸に在る帝國領事館を大使館とす。十九日コンノート親王御入京。二十日同親王參内ガーター勳章奉呈。二十六日乃木希典軍事參議官に補せらる。二十九日在佛帝國公使館を大使館とす。三十一日滿洲に關する日清條約批准公布。二月一日韓國統監府開廳。二十一日駐韓公使林權助歸京。三月二日統監伊藤博文京城に着任。十六日コンノート親王御退京。二十八日統監府開廳式舉行。四月一日伊太利のウジネ親王御入京。七日同親王御退京。五月樺太境界劃定委員任命。六月七日南滿洲鐵道株式會社設立に關する勅令出づ。七月十三日兒玉源太郎南滿鐵道會社設立委員長に任ぜらる。八月二十四日兒玉源太郎薨す。二十五日寺内正毅南滿鐵道會社設立委員長となる。八月一日南滿鐵道會社設立事務に關する命令出づ。此の日關東總督府を改めて關東都督府とす。六日廢兵院條例公布。九月一日廢兵院を開く。十一月一日南滿鐵道會社設立認可。	二五六六

同 四十年

一月三十一日乃木希典學習院長に任ぜらる。二月二十六日在伊太利及び在埃洪國帝國公使館を大使館とす。四月一日樺太廳を大泊に置く。此の日南滿洲鐵道株式會社營業開始。六月十日日佛協約成る。十五日第二回萬國平和會議を開く(十月十八日迄)。七月十八日外務大臣林董京城に着す。十九日韓國皇帝位を皇太子(圻)に讓る。二十日韓國新皇帝即位。二十四日第三日韓協約調印。三十日日露協約成る。八月一日林外相京城より歸京。此の日韓國軍隊解散の詔下る。二十日伊藤博文上京。三十日乃木希典從二位に叙せらる。三十一日英露協約成る。九月十八日六個師團増設。二十日統監府の改革官制公布。二十一日曾根荒助副統監となる。此の日伊藤博文、山縣有朋公爵に、小村壽太郎伯爵に陞授。二十三日日賀田種太郎男爵を授けらる。三十一日乃木希典伯爵に陞授。十月二日兒玉秀雄に伯爵陞授。三日伊藤統監歸任、曾根副統監着任。十日我が皇太子韓國に向つて東京御發駕。十七日韓皇室御訪問。二十日京城御發駕。二十二日佐世保に御着駕。十一月四日高平小五郎男爵を授けらる。十九日伊藤博文韓國皇太子の太師となる。十二月五日韓國皇太子日本に向つて京城御出發。十五日御着京(伊藤博文扈從す)。三月二十三日スチープンス桑港にて狙撃せられ二十五日歿す。四月四日樺太境界に關する圖書交換。十六日伊藤統監歸任。五月一日在露帝國公使館を大使館とす。六月一日南滿鐵道本線及び撫順線廣軌列車運轉開始。八月二十七日小村壽太

同 四十一年

同 四十二年

郎外務大臣に任ぜらる。九月二十五日鴨綠江探木公司設立。十月三日埃洪國土耳其に對してボスニヤ、ヘルツェゴビナ二州併合の交渉を開く。十一月三十日日米兩國外交文書を交換す。

一月二日張仁煥二十五年の禁錮に處せらる。七日韓國皇帝南韓觀察の行幸。十二日御還幸。二十七日韓帝西韓に行幸。二月三日御還幸。六日韓帝統監邸に行幸。十日伊藤統監歸朝。十一日登極令、立儲令御制定。二十六日埃洪國ボスニヤ、ヘルツェゴビナ二州を併合。五月十六日曾根副統監歸朝の途に就く。六月十四日山縣有朋に代り伊藤博文樞密院議長となり、曾根荒助統監となる。二十二日曾根統監京城着。七月五日伊藤博文京城着。十二日韓國の司法、監獄事務委託覺書調印。十五日伊藤博文京城發、二十日歸京。十月十四日伊藤博文滿洲に向つて大磯發。二十六日伊藤博文哈爾濱にて暗殺さる。十一月一日伊藤博文の遺骸東京着。此の日伊藤文吉に男爵を授けらる。四日伊藤博文の國葬行はる。十七日山縣有朋樞密院議長となる。十二月四日一進會長李容九韓帝に日韓合邦を上奏す。十七日白耳義王レオポルド二世崩す。二十二日李完用重傷を負ふ。

二月十四日安重根死刑に處せらる。五月三十日曾根荒助樞密院議員に、寺内正毅統監に、山縣伊三郎副統監に任ぜらる。六月二十四日韓國警察權委託覺書調印。七月二十三日寺内統監京城に着任。八月二十二日日韓合邦條約調印。二十九日發

同 四十三年

年	重 要 な る 事 柄	紀元年數
同 四十四年	表。韓國を朝鮮と改稱す。九月十三日曾根荒助薨す。三十日朝鮮總督府官制公布。十月一日寺内正毅朝鮮總督となり、總督府開廳。七日李完用伯爵を授けらる。十二月三十日李王職官制公布。 四月二十一日桂太郎に公爵、寺内正毅に伯爵、小村壽太郎に侯爵陞授。七月十三日日英同盟條約改訂。八月三十日西園寺内閣成り、桂首相、寺内陸相、小村外相等免官。十一月一日安奉線廣軌開通式舉行。二十六日小村壽太郎薨す。 七月十日明治天皇東京帝國大學に御行幸。十九日天皇御發熱。二十日天皇御不例の發表あり。三十日明治天皇崩御。大正天皇御踐祚。大正と改元せらる。	二五七〇
同 四十五年 (大正元年)	第一二三代 大正天皇 <small>たいしやう</small> 御在位十五年——大正……一五 大正元年七月三十日御踐祚 大正十五年十二月二十五日御崩御	二五七二
大正元年	七月三十一日朝見式行はる。八月十三日桂太郎内大臣兼侍從長に任ぜらる。九月十三日御大喪儀行はる。乃木希典夫妻自刃す。十五日御大喪終る。十八日乃木希典夫妻の葬儀行はる。十月十八日トリポリ伊太利領となる。十二月二十一日桂太郎本官兼官を免ぜられ、内閣總理大臣に任ぜらる。	二五七二

同 二年

同 三年

二月二十日桂内閣に代つて山本内閣成立す。七月六日宣仁親王を有栖川宮成仁親王の嗣とし、高松宮の稱號を賜ふ。七日成仁親王に元帥の稱號を賜ふ。十日有栖川宮成仁親王御薨去。此の日林董薨す。十七日成仁親王の國葬行はる。九月十三日村野山人全財産を提供して乃木神社及神戸徒弟學校建設を發表す。十月十一日桂太郎薨す。十一月二十二日大禮使官制公布。十二月四日皇太后宮(昭憲皇太后)沼津に行啓あらせらる。 一月十五日御大禮の期日定まる。二月五日齋田地方定まる。三月二十六日皇太后宮御不例。四月九日天皇、皇后沼津に御行幸啓あらせられ、即日御還幸啓。皇太后宮御還啓。渡邊千秋に代つて波多野敬直宮内大臣となる。十一日皇太后宮御崩御。大喪使官制公布。十六日山本内閣に代つて大隈内閣成立。二十三日大山巖内大臣に任ぜらる。五月九日皇太后宮の御追號を昭憲皇太后と申し上げ。二十四日御大喪儀行はる。二十六日御大喪終る。六月二十八日埃洪國皇儲及び其の妃暗殺せらる。七月二十五日セルビヤ國勅令を下す。二十八日埃洪國セルビヤ國に宣戰す。露國勅令を下す。二十九日獨逸は埃洪國援助の通告をなす。三十日獨逸は露國に勅令中止を勸告す。三十一日エムデン青島を出で、リヤサンを捕獲して歸る。八月一日獨逸は露國に宣戰。佛國勅令を發す。二日露國は獨逸に宣戰。獨逸はルクセンブルグを占領し、白耳義に自由通過を要求す。三日獨逸は佛國に	二五七三
---	------

宣戰。伊太利は中立を宣言す。四日獨逸は白耳義に宣戰。英、佛兩國共に獨逸に宣戰。六日エムデン青島を出づ。埃洪國は露國に宣戰。七日英國より日本に援助を求む。八日露國は埃洪國に、モンテネグロは埃洪國に宣戰。九日セルビヤは獨逸に宣戰。十二日英、埃洪互に宣戰。エムデンはバガン島に着す。モンテネグロ獨逸に宣戰。十五日日本は獨逸に膠州灣租借地引渡しを要求す。二十日リエージュ要塞陥る。二十三日日本は獨逸に宣戰。二十五日ナミール要塞陥る。二十六日軍艦伊吹等を新嘉坡に派遣す。二十七日膠州灣沿岸封鎖宣言。九月二日我が陸軍の發部隊龍口に上陸。五日英、露、佛單獨不講和宣言書調印。八日マルヌの戦あり。十日頃よりエムデン號ベンガル灣に表はる。十二日我が軍即最占領。十七日我が軍膠州灣占領。十八日我が陸軍後續部隊勞山に上陸。十九日柳樹臺占領。二十三日バーナジストン引率の英兵等勞山附近に上陸。二十八日孤山、浮山間の全高地占領。十月三日我が海軍ヤルト占領。五日クサイ占領。六日我が軍山東鐵道占領。七日ボナベ及びヤツプ占領。プラネット號自沈。九日アンベルス要塞陥る。十二日青島非戦闘員救助の恩命下る。十七日高千穂艦隊沈せらる。十八日獨逸のエス九十號坐礁破壊。二十九日土耳其は獨逸に加入。三十一日青島總攻撃開始。十一月三日コロネル沖海戦あり。七日青島要塞陥落。九日エムデン降伏す。十日膠州灣沿岸の封鎖解除。十四日青島受渡し終了。十六日青島入城式。

同 四年

二十七日青島守備軍設置。十二月二日鶴原定吉卒す。第二艦隊横須賀に凱旋。四日加藤定吉入京参内。七日フォークランド沖海戦あり。十二日バーナジストン入京し、十四日参内、十八日退京。此の日神尾光臣入京参内。東京開業式を舉ぐ。一月二十四日第一回北海海戦あり。二月三日埃國皇儲狙撃事件關係者の處刑決す。三月十四日フェルナンデス沖海戦あり。四月十二日大禮使官制公布。五月一日明治神宮造營局官制公布。七日ルシタニヤ撃沈せらる。二十三日伊太利は埃洪國に宣戰。二十五日日支條約調印。八月十日大隈内閣改造行はる。高田早苗文部大臣となる。二十日アラビック號沈めらる。九月一日井上馨薨す。四日ヘスベリヤン沈めらる。十三日毛利元智をして乃木家を繼がしめ、伯爵を授けらる。十月七日明治神宮地鎮祭。九日ブルガリヤ國獨逸地方に加入す。十九日日本單獨不講和宣言に加入。十一月三日埃國丸沈めらる。六日天皇京都に向つて御行幸。七日京都に御着輦。九日フイレントツエ號沈めらる。十日御即位禮御舉行。アンコナ號沈めらる。十三日鎮魂の儀行はる。十四日大嘗祭御執行。十六日大嘗第一日。十七日大嘗第二日、夜宴。二十日天皇内宮に、二十一日外宮に、二十四日畝傍御陵に、二十五日栢山御陵に、二十六日孝明、仁孝、光格三帝の御陵に御參拜。二十七日天京都御發輦。二十八日東京に御還幸。三十日伊太利單獨不講和に加入。十二月二日特別大觀兵式。四日特別大觀艦式。八日慰勞夜宴を賜ふ。九日東京市

同 五 年

上野公園に行幸を仰ぎ、賀表を上る。十一日教育振興に關する御沙汰書下る。十六日石井外相霞閣離宮に夜會を開く。二十一日八坂丸沈めらる。一月二十一日大禮使官制廢止。三月二十四日サツセクス沈めらる。五月三十日第二次北海々戰。六月十四日寺内正毅元帥府に列せらる。二十四日神尾光臣陸軍大將に任ぜらる。二十八日大越丸沈めらる。七月十四日大隈重信に侯爵陞授。神尾光臣、加藤定吉に男爵を授けらる。八月二日小幡丸沈めらる。十日天明丸沈めらる。二十七日ルーマニヤ國境に宣戰。九月十三日乃木神社正遷宮。十月九日大隈内閣に代つて寺内内閣成立。十五日長谷川好道朝鮮總督となる。十一月三日皇太子裕仁親王の立太子禮行はる。此の日故乃木希典に正二位を贈らる。二十一日フランシス、ヨセフ皇帝崩す。十二月十日大山巖薨す。十二日獨逸側講和取次をウイロンに依頼す。十五日ウイロン聯合國側に講和を取次ぐ。十七日大山巖の國葬行はる。二十二日ウイロン講和に關する大方針を全交戰國に通告す。二十六日瑞西講和を勸告す。二十八日瑞典、諾威、丁抹も同様。三十日聯合國講和に應ぜず。

二月一日獨逸は無制限無警告潛航艇戰を宣言。三日米國獨逸と國交斷絶。六日米國と埃洪國と國交斷絶。七日米國は中立諸國に對して獨逸側との國交斷絶を勸む。此の月我が第二特務艦隊地中海に出動す。三月八日露國に革命運動起る。十

同 六 年

同 七 年

一日ロジヤンコの政府起る。十四日支那と獨逸と國交斷絶。十五日ニコラス二世退位。四月七日米國は獨逸に宣戰。八日秋馬も同様。十一日ブラジルも同様。十五日ボリビヤも同様。二十六日ジョツフル、ビビアニ華盛頓着。三十日グアテマラ獨逸と國交斷絶。五月二日松方正義内大臣に任ぜらる。五日智利、獨逸國交斷絶。二十日ケレンスキー露國陸軍大臣となる。二十一日ニカラガア獨逸と國交斷絶。六月十一日樺大破す。二十日讃岐丸獨逸潛航艇を撃沈す。二十七日米國兵サシナゼールに上陸す。七月一日希臘聯合軍に加入。九日花房義實薨す。十八日ウクライナ獨立。十九日フィンランド獨立。二十二日ケレンスキー露國首相となる。八月二十一日奥田義人薨す。十一月九日レーニン露國新政府を立つ。二十七日常陸丸撃沈せらる。十二月二十四日青山胤通薨す。

一月八日ウイロン米國議會に講和に關する方針十四箇條を發表。三月三日露國は獨逸と單獨講和條約に調印。五月二日プリンツエプ獄中に病死す。七月一日チエツク、スロバツク軍の先發隊浦潮斯德に着す。十六日ニコラス二世悲惨の最期を遂ぐ。八月二日我が政府西伯利亞出兵宣言。五日我が露領警戒艦隊派遣發表。十二日司令官大谷喜久藏東京出發。九月四日我が軍ハバロフスク占領。二十四日我が陸兵尾港に着。二十九日寺内内閣に代つて原内閣成立す。十月一日ブルガリヤ聯合國に降る。四日獨逸は瑞西政府を経て米國に講和を申込む。九日ウイロン

同八年

ン獨逸の講和を却く。三十一日土耳其休戦す。十一月四日奧洪國伊太利と休戦。
 七日獨逸皇帝、奧洪國皇帝退位を言明す。九日獨逸休戦を乞ふ。十一日休戦條約
 成る。奧帝退位瑞西に行く。十二日獨逸皇帝退位和蘭に行く。チエツコスロバキ
 ヤ獨立宣言。十四日獨逸共和制を採用。十七日奧國、洪國分離して各共和國を
 立つ。十二月十日我が講和全權委員牧野伸顯佛國に向つて横濱を發す。十四日ウ
 イルソン巴里に着。二十九日ユーゴスラビヤ獨立宣言。
 一月十四日講和全權委員西園寺公望神戸出帆。十八日牧野全權巴里着。二十二日
 李太王薨去。二月十一日古谷久綱卒す。十八日大山捨松歿す。三月二日西園寺全
 權巴里着。四月十二日關東都督府を改めて關東廳とす。五月七日講和條件案を獨
 逸に渡す。六月二十八日對獨講和條約調印。英佛、米佛保障條約調印。八月十二
 日長谷川好道に代つて齋藤實朝鮮總督となる。中旬バーナジストン歿す。十九日
 對獨講和條約正文日本に着。二十四日西園寺公望歸京。二十六日大井成元大谷司
 令官に代る。九月十一日牧野伸顯歸京。十月八日伊太利對獨講和條約批准。十日
 英國も十四日佛國も之を批准。十六日北條氏恭蔭す。三十日日本に於ても對獨講
 和條約批准。十一月三日寺内正毅薨す。二十五日對獨講和條約發表。大井成元陸
 軍大將となる。二十七日村野山人夫妻鹿兒島市内に故乃木靜子夫人の銅像を建
 つ。

同九年

同十年

一月八日米國西比利亞撤兵を提議す。十日對獨講和條約巴里にて交換。十三日平
 和克復の詔書下る。二月十五日軍艦三笠、見島アレキサンドロフスク港方面偵
 察。三月十一日バルチザン我が尼港守備隊に武装解除を申込む。十二日我が守備
 隊バルチザンと開戦。二十五日ワルデツク神戸出帆。四月二十二日尼港派遣隊ア
 レキサンドロフスクに着。二十八日李玉世子御結婚。六月三日我が軍尼港占領。
 十八日波多野敬直宮内大臣を辭す。七月三日我が政府サガレン州占領聲明。九月
 七日西園寺公望に公爵、内田康哉、珍田拾巳に伯爵、牧野伸顯、高橋是清に子爵
 加藤友三郎、山本達雄、伊集院彦吉、松井慶四郎、田中義一、幣原喜重郎に男爵
 を授けらる。十月六日末松謙澄薨す。十一月一日明治神宮鎮座祭。十二月二十八
 日李完用に侯爵、宋秉畯に伯爵、大谷喜久藏に男爵を授けらる。
 一月十三日村野山人卒す。二月十九日牧野伸顯宮内大臣に任ぜらる。三月三日皇
 太子裕仁親王歐洲に向つて東京御發駕。六日琉球に御寄港御上陸。四月十七日ポ
 ートサイドに御着。二十五日マルタ島に、三十日ジブラルタルに御上陸。五月九
 日倫敦に御着。三十一日巴里に御着。六月十日ブラツセルに御着。十五日アムス
 テルダムに御着。七月九日ウィロン御發艦。十一日ナポリに御着。十二日羅馬に
 御着。十八日ナポリ御出帆御歸朝の途に就かせ給ふ。八月十一日米國正式に軍備
 縮少會議招請狀を發す。二十六日大連會議始まる。二十七日渡邊千秋薨す。九月

同 十一年

同 十二年

二月皇太子館山灣に御着。三日御還啓。十一月二日我が軍縮委員華盛頓に着。四日原首相遺難葬す。十一日故原首相遺骸を盛岡市大慈寺に葬る。十二日華盛頓會議始る。十三日高橋内閣成立。二十五日皇太子壽政の任に就き給ふ。此の日濱尾新子爵陞授。

一月十日大隈重信薨す。十七日其の國民葬行はる。二十日佛國のジョツフル元帥入京。二十一日同元帥參内。三十日徳川家達米國より歸朝。二月一日山縣有朋薨す。山縣有光に男爵を授けらる。六日華盛頓會議終る。此の日ジョツフル元帥退京。九日故山縣有朋の國葬行はる。三月十日加藤友三郎、埴原正直米國より歸朝。四月一日南洋廳開始。十二日英國皇太子御入京。十九日幣原喜重郎米國より歸朝。二十二日英國皇太子御退京。シャルルス親王參内。六月十二日加藤(友)内閣成立。中岡長一無期懲役に處せらる。二十五日秩父宮家御創立。二十七日東伏見宮依仁親王御薨去。七月三日其の御葬儀行はる。八月二十九日波多野敬直薨す。九月四日長春會議始まる。十八日平田東助松方正義に代つて内大臣となる。二十五日伊東巳代治、平田東助に伯爵、後藤新平に子爵陞授。二十八日皇太子の御婚約發表せらる。十月十四日監獄を刑務所と改稱。十一月二十五日西比利亞撤兵完了。十二月十日青島を支那に還附す。十五日青島守備軍撤退。

二五八一

二八五二

同 十三年

同 十四年

東嶺山會社成立。二月四日伏見官員愛親王御薨去。十四日其の國葬行はる。四月一日舞鶴、鎮海要港となる。二十八日大隈綾子歿す。五月十五日財部彪海軍大臣に任ぜらる。二十日高橋善一卒す。六月東京會議始まる。八月二十一日第七十號潛航艇沈没す。二十三日加藤友三郎に子爵陞授。二十四日同子爵薨す。二十八日其の海軍葬行はる。九月一日關東地震。二日山本内閣成立。三日關東戒嚴令施行。十二日帝都復興詔書下る。十九日伊集院彦吉外務大臣に任ぜらる。十月十八日第七十號潛航艇を引揚ぐ。十一月十日國民精神作興詔書下る。十五日關東戒嚴令を解く。

一月七日山本内閣に代つて清浦内閣成立。十三日濱尾新樞密院議長に任ぜらる。二十六日皇太子御結婚あらせらる。二十七日長谷川好道薨す。三月二日原あさ子歿す。四月一日八代國治薨す。二十六日伊集院彦吉薨す。二十八日尼港殉難者の遺骨小樽着。五月十四日北京會議始まる。二十四日尼港殉難碑東京九段上に除幕。六月十一日清浦内閣に代つて加藤(高明)内閣成立。七月二日松方正義薨す。十二日其の國葬行はる。八月三十日ドース案議定書調印。一月二十一日日露國交基本條約調印。二月十八日綱島卯十郎歿す。二十日露國日露國交基本條約批准。二十五日日本も之を批准。三月二十五日岡玄卿薨す。二十七日四個師團廢止確定。二十九日普通選舉法案議會を通過す。三十日平田東助に

二五八三

二五八四

代つて牧野伸顯内大臣に任ぜらる。四月九日牧野伸顯に伯爵、齋藤實に子爵陞授。十四日平田東助薨す。十五日日露國交基本條約北京にて交換。五月五日普通選舉法公布。十日御大婚二十五年祝賀式御舉行。十一日秩父宮三峰神社に御參拜。十三日濠洲艦隊の軍艦ブリスベーン横濱に入港。十五日北樺太駐屯軍撤退。二十三日城崎地震起る。二十四日秩父宮英國へ御留學の途に就かせらる。七月七日秩父宮倫敦に御着。八日片岡弓八地中海にて金塊引揚に成功す。九月二十四日濱尾新大火傷を負ひ翌日薨す。十月一日穂積陳重樞密院議長となる。十二月六日照宮成子内親王御誕生。

同 十五年
(昭和元年)

一月二十八日加藤高明に伯爵陞授。此の日加藤高明薨す。三十日若槻内閣成立す。二月十一日李完用薨す。四月七日穂積陳重薨す。二十六日李王拓御薨去。八月十日天皇葉山に行幸あらせらる。九月八日獨逸も國際聯盟常任理事國となる。十日目賀田種太郎薨す。十月十九日日置益薨す。二十一日長慶天皇御在位確認。此の日皇室令公布。二十七日天皇御不例にわたらせらる。二十八日倉富勇三郎、平沼騏一郎、富井政章に男爵を授けらる。十一月十二日三笠保存記念式行はる。二十八日高平小五郎薨す。十二月十三日天皇御重應。攝政宮妃宮共に葉山に御行啓御見舞あらせらる。二十二日秩父宮倫敦御出發御歸朝の途に就かせらる。二十五日大正天皇崩御あらせ給ふ。今上天皇御踐祚。昭和と改元。大喪使任命あり。

二五八五

二五八六

第一二四代

今上天皇

年

重 要 な る 事 柄

紀元年數

昭和元年
(大正十五年)

十二月二十七日今上天皇皇后宮葉山より御還幸。大正天皇の御靈樞宮城に御還御二十八日朝見の御儀あり。

二五八六

一月三日御陵地定まる。六日奉悼歌發表。十七日秩父宮御歸朝あらせらる。十九日大行天皇の御追號定めらる。二十五日明治節御制定建議案兩院を通過す。二月六日神尾光臣薨す。芳賀矢一薨す。七日大正天皇の御大葬儀行はる。八日御大喪終了。三月一日中村是公薨す。三日明治節御制定の詔書下る。七日奥丹後地震起る。

二五八七

不許複製

昭和二年六月廿五日印刷

昭和二年七月一日發行



國史美談現代史
卷一

定價壹圓五錢

著者	北垣恭次郎
發行者	增田義一
印刷者	杉山愛二
印刷所	秀英舍
發行所	實業之日本社

東京市小石川區大塚仲町四十一番地
東京市京橋區南紺屋町十二番地
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地
東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地

東京市京橋區南紺屋町十二番地
電話番號 東京橋五二六番

著氏郎次恭垣北 授教範師等高京東前

國史美談

全三卷

定價各一圓五十錢
郵稅各八錢
中型總布上製

各地で課外
書として採
用されて大好評。
日本歴史の教授
や復習の参考書と
して最も完全な書。

上 卷——神代より南北朝合一まで
中 卷——足利義滿より徳川秀忠まで
下 卷——徳川家光より和親條約まで
續の前篇——ハルリス來朝より五稜廓の戦争まで
續の中篇——明治初年の内治より帝國議會開設まで
續の後篇——條約改正より日露戦争まで

續國史美談

全三篇

定價各一圓八十錢
郵稅各八錢
中型總布上製

著氏城葦田熊

青年美談

三 定價一圓五十錢
郵稅八錢 中型
版 クロース製美本

近時青年の志氣甚だしく亂れ、やゝもすれば不良性を帯び、遂に終生を過り、父兄母
姉をして心痛せしむるものが多い。これが原因は多々あるであらうが、青年の讀み物
觀覽物より受くる感化は決して捨て置き難いのである。本書は熊田先生によつて、古
今の偉人・傑士の十六七年當時に爲せる秀れたる行動百數十話を收めたもので、一讀
肉躍り、血湧き、如何なる懦夫をも奮ひ起さしむる偉大なる感化力に富める快著であ
る。青年は勿論、父兄教育家宗教家の教訓材料として無比の好著である。

少年美談 八版

定價二圓 郵稅八錢
中型クロース製美本

少女美談 八版

定價一圓五十錢 郵稅六錢
中型クロース製美本

縮刷
修養

百廿六版
定價一圓五十錢
郵稅六錢 三六判

識古今に互り徳一代に冠たる博士が、五十餘年の學問經驗を傾け、滿腔の熱血を注いで、品性、人格、處世法に互りて懇説せられたるもの。其説明の親切なる、其材料の豊富にして趣味深き、滾々として盡きざる天泉にも比すべし。
一度これを繕かば明鏡に向ふが如く、忽ちにして自己の歸趨を自覺し向上發展の道を體得し得べし。蓋し古今獨歩の名著にして萬人必讀の活經典たり。

縮刷
世渡りの道 一八十
定價一圓五十錢
郵稅六錢 三六判

一日一言 八十五
定價一圓二十錢
郵稅四錢 三五判

農學博士 法學博士
新渡戸稻造氏著

實業之日本社長 增田義一 著

青年出世訓

定價貳圓
郵稅拾貳錢
四六判上製函入

忽九版

本書は青年の爲めに、發奮の動機を與へ、且つ其志を鼓舞激勵し、更に進んで出世の伴侶たらしめんと苦心せるもので、單に抽象的理論に偏せず、實例に徴して理論の現實化に勉め、加ふるに趣味饒多ならしむるをに努力し、且つ世間を知らざる人の爲めに其手引となり以て學校教育の不備を補ふた名著である。青年が立身出世の準備を整ふる生き字引たるのみならず、何人の爲めにも處世上の好參考書である。

現代青年と新思想……
地方青年の天職……
世の中へ出てから……
青年出世の準備……
自己開發に勉めよ……
青年と煩悶の豫防……
現實に囚はるゝ勿れ……
自己正視を怠る勿れ……

成功を急ぐは失敗の捷徑……
人を引き附ける力……
注意すべき首の振り方……
興奮抑制と沈黙冷靜……
自發的克己の修養……
男らしき態度……
一身上の方向轉換……

青年を誘ふ二潮流……
如何にして目的を達成すべき乎……
求職者に必要なる準備……
科學の選擇と將來の運命……
毛筆の寫字を矯正せよ……

略大容内

實業之日本社長

增田義一氏著

青年と修養

七十 定價一圓五十錢
四版 郵稅六錢三六版

本書は最も多く青年に接し、又最も多く青年に同情と親切とを有する著者が多年の實驗により青年の針路を示せるもの、青年自らの必讀書たるのみならず、亦父兄、教育家、先輩諸士の良參書。

立身の基礎

二十 定價二圓二十錢
八版 郵稅十二錢中型

本書は先づ各人共通の缺點を指摘し、其矯正法を説き、進んで立身出世に必要な修養を各方面から縷述し世に處し人に對する態度を教へ東西古今の實例を擧げて具體的に懇説してゐる。青年必讀の修養書。

實業之日本社長

增田義一氏著

思想善導の基準

二十 定價一圓五十錢
一版 郵稅八錢四六判

著者常に我が帝國の現状を慮り、思想の動搖を憂ふこと切なり。茲に極大の筆を振ひ、世の青年諸君の迷夢を醒まし、其歸趨を知らしめんがため本書を成す。所説急激に流れず、保守に失せず、歐米の大勢に鑑み、我が國情を顧み、而も新時代に順應すべき健全なる思想を鼓吹す。

大國民の根柢

十五 定價一圓八十錢
版 郵稅十錢四六判

大國民たるべき大常識の修養を述べ、人格涵養の要義を縷説し、島國根性の弊害を論じ、偏狭固陋なる頑冥思想より脱して眞に世界を友とし、全人類に活眼を注げる大國民的品性の修養を力説し、正大雄渾の氣象全卷に溢る。

尋常小學國語讀本の研究
三段磨式
國語讀本の學習

再版

東京高等師範學校
附屬小學訓練校
橋本爲次先生著

本書は尋常小學國語讀本(新讀本)の學習用として橋本先生が、多年苦心の結果工夫せられたもので、永い間の實際的教授の經驗に基くものですから、從來の他の書では見る事の出来ない新工夫や新説が澤山含まれてをります。本書さへあれば、先生なしで、讀本の全部を自由自在に調べることが出来るし、また中學校や女學校への入學準備にもすぐに役に立つものです。

用生年六		用生年五	
卷十二	卷十一	卷十	卷九
定價壹圓	定價七拾錢	近	定價七拾錢
刊	刊	刊	刊

錢六册各料送

尋常小學讀本の研究
三段磨式
讀方の自習と準備

再版

東京高等師範學校
附屬小學訓練校
橋本爲次先生著
淡路龍三先生著

これは舊讀本「尋常小學讀本」の自習用として出来たものでありまして、本書については、大阪朝日新聞が左の様に批評されました。
小學生の課外練習用書として編纂したもので、讀本各課の内容について、詳細に研究し、自習用書としては、申分ない様に出来てゐる。

用生年六		用生年五	
卷十二	卷十一	卷十	卷九
定價壹圓	定價壹圓	定價九拾錢	定價九拾錢

錢八册各料送

菅 華人先生著

必ず合格する 算術の調べ方

六 定價一圓五十錢
郵 稅 八 錢

算術の本も澤山あるが、どれもあんまり立派な本は少ない、いい本と言ふのは少ない中にこの本は材料が充分あつて仕組がうまく出来てゐるので誰でもこの本さへ讀めば、算術はきつと上手になつて中學校、女學校の入學は請合である。

野瀬陸得先生著

合格算術問題集成

八 定價一圓二十錢
郵 稅 六 錢

この本も中學校や女學校又は實業學校へ入學試験の準備として實にいい本です。他の本になかつた事はこの本の特長とする所は、グラフの問題やメンタルテストを入れた事で其他問題を一々わかり易い様に圖解で説明した所などは他の本に見られない立派なものです。

どんな子供でもすぐに
よく出来るやうになる

小學算術おさらひ帳

(用期前) 一、二年用 各五十錢
三、四、五、六年用 定價
各六十錢 郵稅各四錢

(用期後) 一、二年用 各四十錢
三、四、五、六年用 定價
各五十錢 郵稅各四錢

中村八郎先生 案 考

小學校の各學年につき一ケ年を二期に分けて前期は四月から九月まで、後期は十月から翌年三月まで學校で教はつて來た算術を家庭で面白く復習も出來、又豫習も出来る重寶な本です。どんなに算術を嫌つてゐる子供でもすぐ好きになり進んでは忽ち得意になるのが本書の特色です。

栗の花の咲くころ

三版

定價 壹圓五拾錢
郵税 八錢 四六判
色刷 挿繪 挿入

著 吉田絃二 郎生著

畫 竹久夢二 先生畫

東京日日新聞曰く、

目の覚める様な少年時代の追懐を、美しいロマン스에描いてゐる。惻
愾な少年は、きつと彼の美しい瞳を輝かして、魂を吸ひ込ませて讀む事
であらう。

—(次 目)—

芝 太郎 の 手 紙
沼 の 老 人
裾 野 の 春
川 沿 ひ の 村

草 笛 を 吹 く 男
梨 の 花 が 散 る
濱 の 燭

かゞやく小川

再版

定價 壹圓五拾錢
郵税 八錢 四六判
色刷 挿繪 挿入

著 吉田絃二 郎生著

畫 恩地孝四 郎生畫

東京朝日新聞曰く、

たれか自然を愛さないものがあらう。その自然を題材としてかゞやく小
川のほとり、白い雲のわいてゐる牧場の草の中に、仰向いて靜かに自然
に抱かれてゐるやうな、のんびりした氣持をいだかせる。少年小説の上
乗なものとして推したい。

—(次 目)—

仔馬は歸りぬ
白い雲が飛ぶ
わたしたちの先生
信濃の子
ふとつた玉様

お寺の塔
木曾川の渡し守
水の上
梟と幸吉
天城の子

驢馬のやうな男
ひとりぼっちの
鐵ちやん
船の少年
悪太郎島の死

童話集 幼きものに

四十 定價一圓
九 郵税四錢

島崎藤村 先生著

四人の幼いお子様達をのこされて、遠く、佛蘭西へ旅立たれた先生が、日本に残されたお子様の爲めにお土産話としてなさつたのがこのお話です。ヨーロッパの面白い、爲めになるお話や珍らしいお話から、船の中のお話、支那や印度のお話など大變面白く書かれてあります。

先生は「人はどんなに大きくなつても、子供の時に食べた物の味を忘れない様に又自分達の生れた土地を忘れないものです」と仰言いました。
先生のふるさとにはあの有名な木曾の山の中です。お友達の様にして来た山の木や川の水や、鳥や蝶や草花とお別れをつけて、初めて東京へ旅立つまでのお話です。

童話集 ふるさと

四十 定價二圓
九 郵税四錢

東京高師前教官
横浜市前視學官

加藤末吉先生著

その日その日の物語 (全三卷)

定價各二圓五十錢
郵税各十錢 菊判原色
版口繪及挿繪澤山

好評再版

一年三百六十五日の一日一日について、今日は昔どんなことであつた日だと言ふ風に一つ二つのお話により我國民の誇りとする、昔からの美談佳話を苦心して集められました。月の初めには美しい原色版の口繪を入れ話には凸版の挿繪を入れて立派に面白く仕組まれてあります。例へば一月一日は豊太閤、一月五日小楠公、一月二十日宇治川の先陣、二月九日山縣元帥、二月十六日西行法師、三月三日櫻田門の變、三月七日近江聖人、三月九日高山彦九郎、四月六日蜀山人、四月十二日武田信玄、四月十六日佐久間大尉、四月二十一日沖禎介、四月二十七日前田利家、四月二十八日左甚五郎、と言ふ風に仕組まれてあります。

上巻 一月より四月まで
中巻 五月より九月まで
下巻 九月より十二月まで

芳水詩集 六十版 前日本少年主筆 有本芳水先生著 定價八拾錢 郵稅四錢

詩集 旅人 三十版 前日本少年主筆 有本芳水先生著 定價八拾錢 郵稅四錢

日本童謠選集 再版 白秋・雨情氏共選 山田・本居氏作曲 定價壹圓五拾錢 郵稅六錢

農民童話集 黃金の馬 再版 森口多里先生著 定價壹圓 郵稅四錢

お伽夜話 二十版 前少女の友主筆 岩下小葉先生著 定價壹圓貳拾錢 郵稅六錢

お伽 べルの音 十七版 前日本少年主筆 澁澤青花先生著 定價壹圓貳拾錢 郵稅六錢

お伽 歌劇集 ジャンケン國 十版 前日本少年主筆 澁澤青花先生著 定價壹圓貳拾錢 郵稅六錢

藤村いろはがるた 三版 島崎藤村先生著 岡本一平先生畫 定價八拾錢 郵稅十二錢

花の傳説 再版 武井武雄先生著・畫 定價壹圓五拾錢 郵稅八錢

佛蘭西みやげ 角笛のひびき (童話集) 再版 早稻田大學教授 吉江孤雁先生著 定價壹圓貳拾錢 郵稅六錢

西洋文明の搖籃 再版 中島孤島先生著 定價貳圓 郵稅十四錢

繪物語 楽しい動物界 再版 三澤隆茂先生著 定價壹圓參拾錢 郵稅十錢

童話集 小人國の話 再版 藤森淳三先生著 武井武雄先生畫 定價壹圓五拾錢 郵稅六錢

兒童劇十八篇 再版 澁澤青花先生著 武井武雄先生畫 定價壹圓貳拾錢 郵稅六錢

376
188

終

